

平成 16 年度国土施策創発調査

S . K . Y . 広域圏における
広域的な防災対策に関する調査報告書

平成 17 年 3 月

内閣府政策統括官（防災担当）

S . K . Y . 広域圏における広域的な防災対策に関する調査

<目次>

はじめに	1
要約編	8
本編	32
1 . 広域避難に関する調査	33
(1) 避難路に関する調査	34
(2) 避難地に関する調査	39
(3) 避難路・避難地のあり方(ネットワークと配置)	46
2 . 広域防災の拠点整備に関する調査	73
(1) 通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設の実態調査	74
(2) 通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設 の満たすべき機能、条件の整理	107
3 . 防災意識の普及・啓発に関する調査	115
(1) 住民・観光客等の防災意識に関する実態調査	116
(2) 住民・観光客等への防災意識普及方策の検討	136
(3) ハザードマップ活用方策の検討	140
資料編	146

はじめに

火山や複雑な海岸線等は、多くの地域で重要な観光資源となっているが、一方で火山の噴火による溶岩流到達・降灰、地震による津波等災害が発生する地域ともなっており、これらを観光資源としている地域においては、観光振興と防災対策とを共存させることが不可欠である。

また、これらの地域は、防災対策からは特に被災地域内の広域的連携が求められているにもかかわらず、一般的には都道府県境地帯にあるため、効果的な連携がとりにくい状況にあり、発災時の域外からの応援の受け入れ、国の機関との連携等に支障をきたすおそれがある。

このような課題について、特に強く問題意識を有する富士箱根伊豆国立公園を中心とする「S.K.Y.広域圏」(静岡県、神奈川県、山梨県)は、年間1億2千万人を越す観光客が訪れるわが国有数の国際観光地であるが、平成15年に東海地震に関する被害想定、東海地震対策大綱が発表され、平成16年6月には富士山ハザードマップが発表されたところであり、富士山噴火や東海地震により広域的な被害が生じる恐れがあるとともに、緊急に対策の検討を進めるべき地域となっている。

本調査では、広域的な連携・交流に大きな蓄積を残してきており、防災対策と観光振興との融合についての問題意識を強く持っているS.K.Y.広域圏をモデル地域とし、当該圏域構成市町村からの課題の提示と連携しながら、

S.K.Y.広域圏における広域的な防災対策(内閣府)

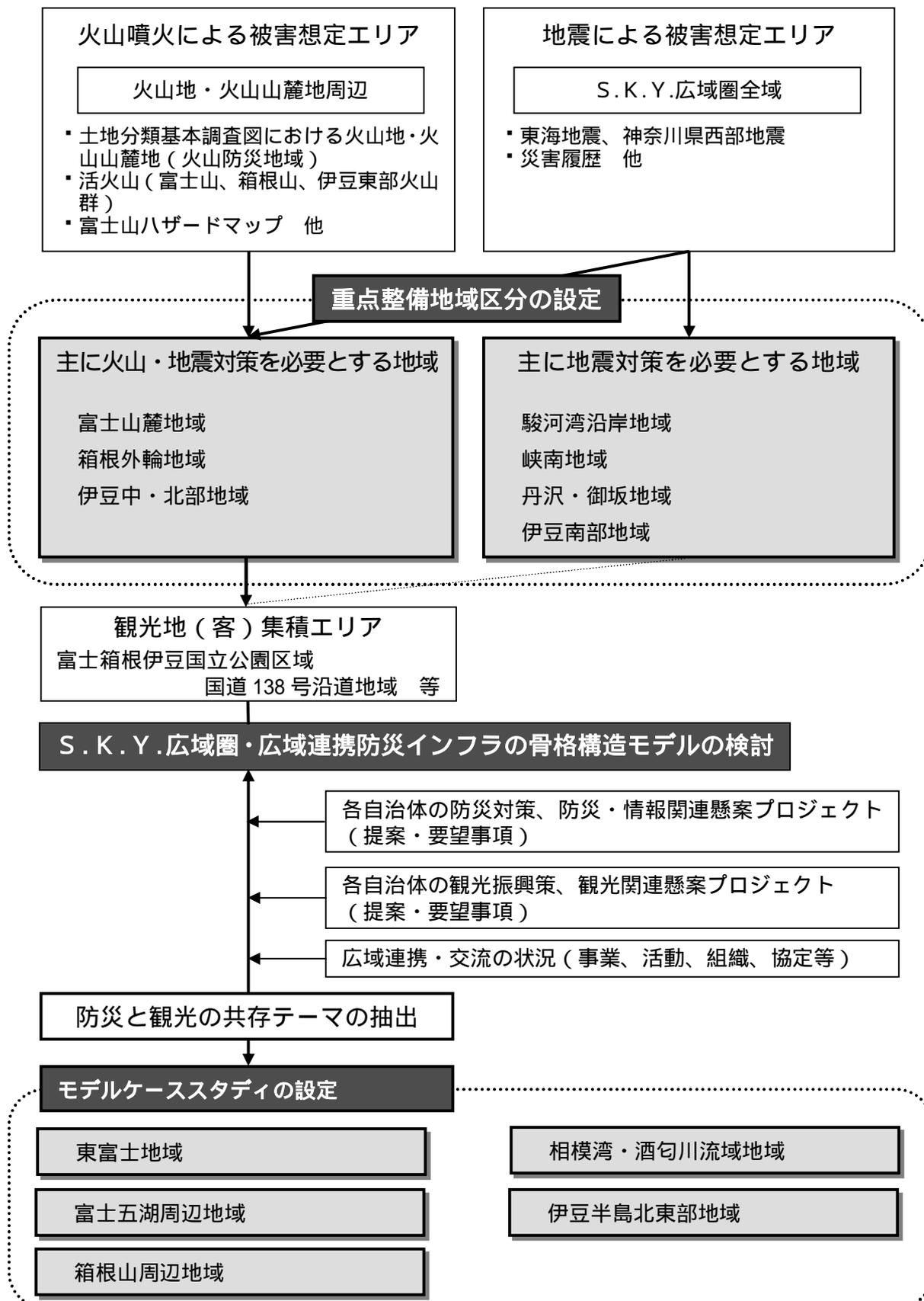
観光地における先進的な防災対策構築のための指針作成(内閣府)

広域的な情報通信システム(総務省)

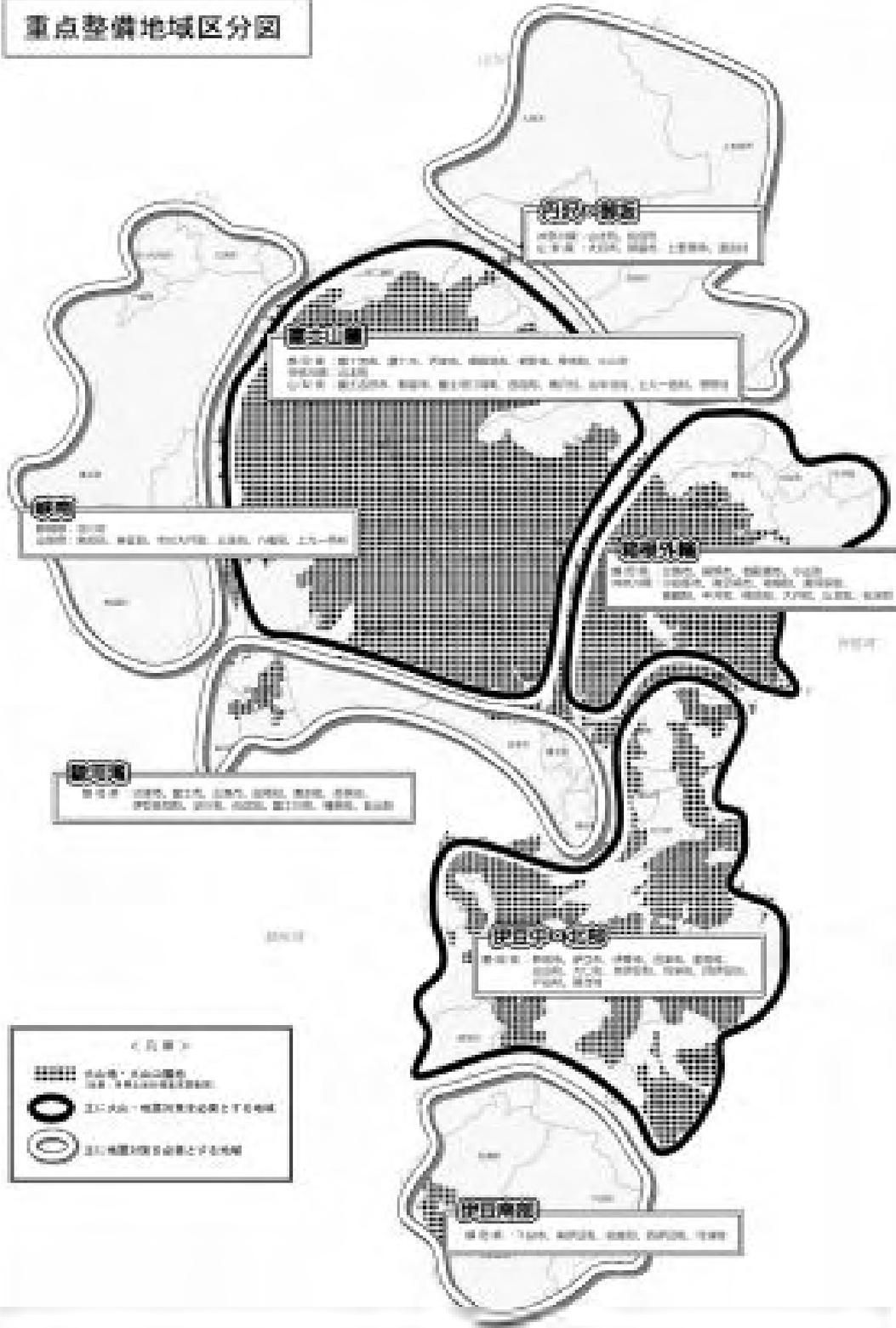
に関する調査を行い、防災対策と観光振興とを融合する上での課題と広域的な連携を構築する上での情報ネットワーク等に関する課題を抽出するとともに、これを解決するための広域的整備方策として、防災と観光の共存に資する社会資本整備(情報インフラ、交通インフラ、拠点整備等)推進に向けた国・地域間の連携の在り方を検討し、全国における同種の地域における安全・安心の向上に資することを目的としている。

本報告は、S.K.Y.広域圏における広域的な防災対策(内閣府)の調査によるものである。

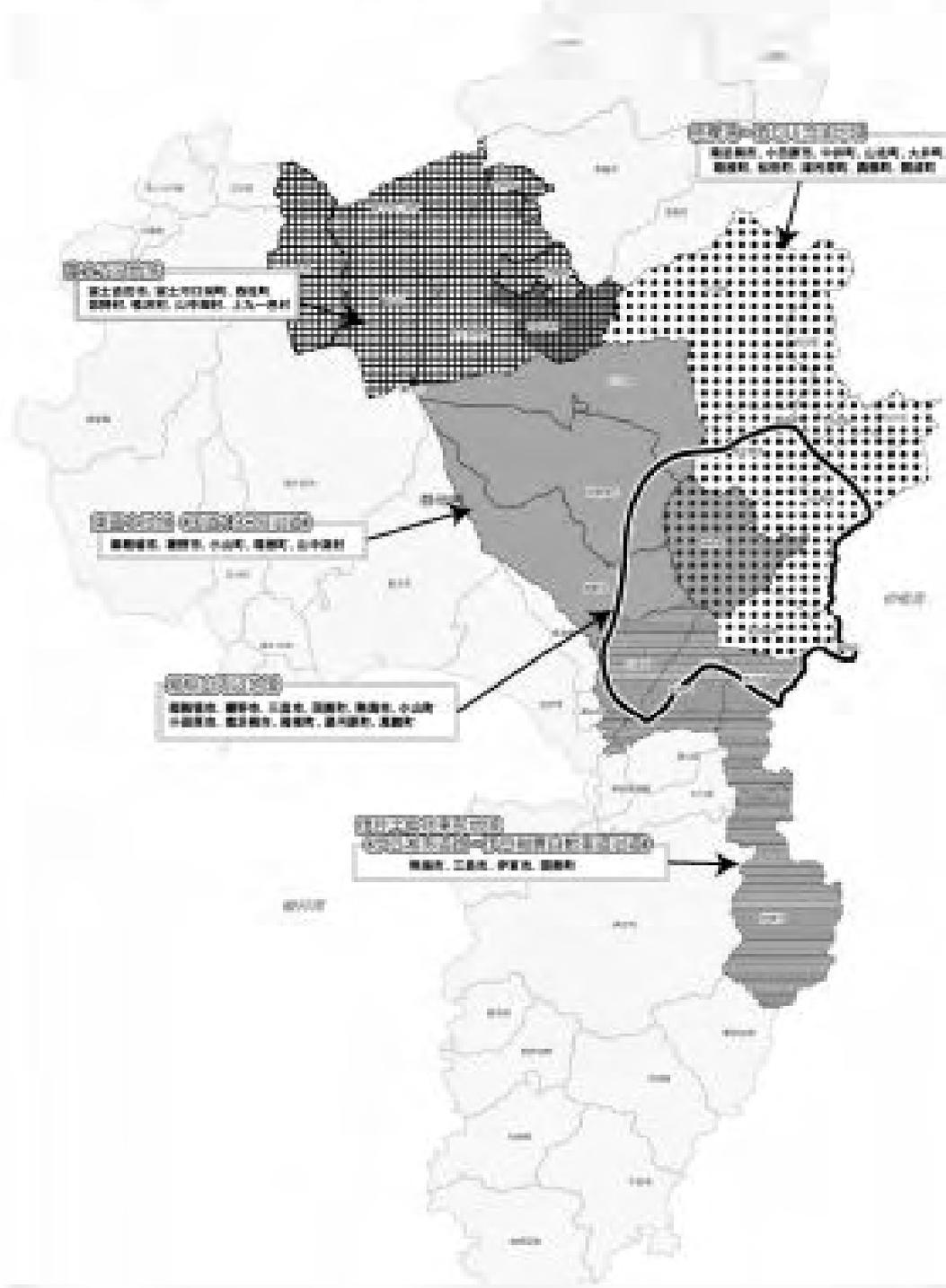
(1) S . K . Y . 広域圏の重点整備地域とモデルケーススタディ設定の考え方



重点整備地域区分図



5つのモデルケーススタディ(案)



(2) 重点整備地域とモデルケーススタディの概要

重点整備地域	モデルケーススタディ	テーマ	防災対策と観光振興の共存を図る上での課題代表例
富士山麓	東富士地域	S.K.Y.広域圏の中核軸・拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 3県広域防災・観光骨格軸としての国道138号の整備強化と中核的広域防災・観光情報センターの形成 ▪ 閉鎖・凍結された企業保養・研修施設、リゾート開発地等の防災・観光利用 ▪ 別荘地の防災対策（別荘地間の連携等） ▪ 大規模レジャー施設（富士スピードウェイやアウトレット）の防災対策 ▪ 富士山の自然・歴史資源を活用した道路景観整備と避難路としての利用
	富士五湖周辺地域	交通手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ エコツアーガイドの火山学習、防災教育・訓練 ▪ エコツーリズム、登山の防災対策 ▪ ビジターセンターの防災拠点化 ▪ 別荘地の防災対策（別荘地間の連携等） ▪ 公共交通網の充実と防災利用 ▪ 富士山の自然・歴史資源を活用した道路景観整備と避難路としての利用
箱根外輪	箱根山周辺地域	リダンダンシーとパーク&ライド	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通渋滞緩和のための観光地内パーク&ライドシステム ▪ 道の駅の防災拠点化 ▪ 林道、農道の避難路としての利用 ▪ 環境にやさしい回遊型交通システムと防災利用
	相模湾・酒匂川流域地域	セーフティ拠点・コリドー	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 防災利用と調和した海岸・河川景観整備 ▪ グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの防災対策 ▪ 先端的な研究拠点進出に伴う地域との連携方策（産業視察観光等）
伊豆半島	伊豆半島北東部地域	伊豆半島の結節・ゲート拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 温泉医療拠点づくりと温泉地防災対策 ▪ ブルーツーリズムの防災対策 ▪ 漁港・港湾・船舶を活用した海上交通ネットワークと海上避難輸送拠点

(参考) 観光客数及び人口の実態と重点整備地域

観光客数上位市町村			人口数 (人)	観光客数 (年間) 人口数 (倍)	観光客数 (1日当 り) 人口数 (%)	重点整備地域と モデルケーススタディ	
順位	市町村 名	年間 観光客数 (千人)				重点整備地域	モデルケーススタディ
	箱根町	19,271	14,687	1,312	360	箱根外輪	箱根山周辺地域 相模湾・酒匂川流域地域 東富土地域
	伊東市	10,738	74,487	144	40	伊豆半島	伊豆半島北東部地域
	御殿場市	8,658	82,783	105	29	富士山麓	東富土地域 箱根山周辺地域
	熱海市	7,595	42,740	178	49	伊豆半島	伊豆半島北東部地域 箱根山周辺地域
	富士宮市	6,180	122,719	50	14	富士山麓	
	湯河原町	5,390	28,409	190	52	箱根外輪	相模湾・酒匂川流域地域 箱根山周辺地域
	小田原市	4,142	198,412	21	6	箱根外輪	相模湾・酒匂川流域地域 箱根山周辺地域
	沼津市	3,884	208,748	19	5	伊豆半島	
	下田市	3,544	27,559	129	35	伊豆半島	
	小山町	2,628	21,723	121	33	富士山麓	東富土地域 箱根山周辺地域
	富士山 五合目	2,274	281,947	8	2	富士山麓	河口湖・西湖周辺地域 東富土地域
	富士吉田 ・河口湖 ・三つ峠 周辺	7,794	78,980	99	27	富士山麓	河口湖・西湖周辺地域
	本栖湖・精 進湖・西湖 周辺	4,217	8,754	482	132	富士山麓	河口湖・西湖周辺地域
	山中湖・忍 野周辺	5,221	14,328	364	100	富士山麓	河口湖・西湖周辺地域 東富土地域

山梨県は、市町村別観光客数のデータがなく、地域毎に計上されている

山梨県内の各地域の人口数は、該当市町村を次のように設定し、合計人口数を算出している。

富士山五合目地域：静岡県御殿場市、富士宮市、小山町、山梨県富士吉田市

富士吉田・河口湖・三つ峠周辺地域：富士吉田市、旧河口湖町、西桂町

本栖湖・精進湖・西湖周辺地域：旧足和田村、上九一色村、下部町

山中湖・忍野周辺地域：山中湖村、忍野村

(参考) S . K . Y . 広域圏における広域的な防災対策のための想定災害の整理

	発生想定	S.K.Y.広域圏内対策地域	S.K.Y.広域圏外も含む全被害エリアの主な人的被害想定	備考(出典)
東海地震	1854年に、南海トラフから駿河トラフまで破壊の及んだ安政東海地震が発生。しかし、1944年の東南海地震では、駿河トラフ沿いが未破壊のまま取り残され、安政東海地震発生後約150年間の歪みが蓄積していることから、駿河トラフ沿いに大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられている。	S.K.Y.広域圏全域	<被害最大想定(5時の発生の場合)> > 死者約7,900人～約10,000人(うち、神奈川県約10人～約20人、静岡県約7,100人～約8,800人、山梨県約200人)、重傷者約15,000人、要救助者約4,2000人	東海地震に係る被害想定結果について平成15年3月18日中央防災会議「東海地震対策専門調査会」事務局(内閣府(防災担当))
東南海、南海地震	プレート境界型地震である東南海、南海地震については、歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8程度の地震が発生しており、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生している。このことから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがある	東南海で、駿河湾を中心とした市町村における震度5弱の影響、東南海、南海で伊豆半島および駿河湾で1～3m程度の津波が想定される。	<被害最大想定(5時の発生の場合)> > 死者約11,900人～約17,400人(うち、神奈川県：わずか、静岡県約1,400人～約1,500人、山梨県：わずか)、重傷者約20,900人、要救助者約39,300人	中央防災会議「東南海、南海地震に関する専門調査会」(第10回)東南海、南海地震の被害想定について平成15年4月17日中央防災会議事務局
南関東地域地震	わが国の政治・行政の中核機能や経済産業活動が集中している南関東地域直下において、マグニチュード7クラスの地震発生切迫性が指摘されている。	神奈川県西部および神奈川県境周辺の山梨県、静岡県の一部地域	相模湾を震源域として関東大地震クラスの地震が発生したとき、東京・埼玉・千葉・神奈川の1都3県の被害は、最悪のケースの冬の夕方の場合、死者が15万人、負傷者が20万人にのぼる(神奈川県では、約16,000名の死者、約65,000名の負傷者の発生が想定。負傷者のうち緊急手術や入院加療を要する重傷者は、約6,400名と想定される。避難所への避難者は、全県で発生して、約1,100,000人が想定される。)	「南関東地域地震被害想定調査の結果」1988年12月6日中央防災会議資料 平成11年3月に『神奈川県地震被害想定調査報告書』
神奈川県西部地震	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町を中心に震度6強以上の揺れが想定される。また、県西部(平塚市、伊勢原市以西)でも震度6弱が想定され、県西部の山地や相模川以東では震度5以下の揺れが想定される。	神奈川県西部	・全県で約600名の死者、約5,100名の負傷者の発生(負傷者のうち緊急手術や入院加療を要する重症者は、約670名) ・避難所への避難者は、全県で発生して、約41,000人が想定 ・通勤、通学、買い物客等の帰宅困難者は、約16,000人と想定 ・観光客の帰宅困難者は、最大約127,000人が発生することが想定	平成11年3月に『神奈川県地震被害想定調査報告書』
神縄・国府津松田断層帯地震	同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード8クラスの地震。現在を含む今後数100年以内に発生する可能性があると考えられている地震で、地震学上未解明な点が多いことから地震モデルが示されていない。	神奈川県内全域で震度6強以上の揺れが想定(他県への影響は未想定)	・南関東地震を上回る本県最大の激甚災害になる可能性あり	平成11年3月に『神奈川県地震被害想定調査報告書』
富士火山噴火	富士山ハザードマップ検討委員会により富士山が噴火した時に、いつ、どのような現象が、どの範囲まで到達するかを示した火山ハザードマップの作成が、最も基礎的な資料として想定された。	山頂を中心に、最終的には6km～25kmの範囲への溶岩の到達、北西・南東方向への最大20km弱の噴石、東部を中心とした降灰は、神奈川県西地域周辺は30cmの降灰は想定されている。	<宝永噴火による被害想定結果のうち被害程度が最も高い梅雨期の場合> > ・噴石等死傷者：被災地域内人口約13,600人 ・全壊する家屋からの避難：約5,600～約7,800人 ・目・鼻・咽・気管支の異常等健康障害：約1,250人	富士山ハザードマップ検討委員会報告書平成16年6月
箱根火山噴火	箱根火山は、今からおよそ50万年前に噴火を始めた活火山であり、箱根町では、箱根火山の活動が活発になった時に備えて、箱根火山で起こりそうな現象と、危険が予想される区域を想定した。	箱根町	・具体的な被害想定はなされていない。	箱根町火山防災マップ 平成16年3月箱根町

要 約 編

1. 広域避難に関する調査の概要

避難路・避難地のあり方（ネットワークと配置）

新潟県中越地震では、各地で道路が寸断され、集落が孤立し、山古志村では村民をヘリで救出したといった事態が見られた。また、谷間集落の自然ダム化等、降雨による2次災害への対応の重要性も指摘された。

S.K.Y.広域圏では、緊急輸送路や避難路が指定されているものの、観光客等による渋滞により非常時の機能に不安が指摘されるとともに、土地の起伏も激しいため、防災拠点やヘリポートの重要性が指摘されるとともに、二次災害防止への対応も重要といえる。

平成16年6月「社会資本の整備に関する世論調査」によると、前回の調査結果と比較し「避難地(場所)又は避難経路を知らない」(18.4% 23.1%)と答えた者の割合が上昇しており、国民的意識の低下が見られる。全国及び各国からの来訪客を有するS.K.Y.広域圏では、地域生活者とともに来訪者への危機意識の醸成や防災情報の明確化が必要といる。また、2004年の浅間山噴火の際に、住宅地から離れた閑静な別荘地区では、防災無線などが十分でなく、自治体からの避難情報が十分に伝わらないなどの苦情が相次ぎ、自治体などが防災体制の見直しを進めている(2004.9.16読売新聞)との指摘もあり、S.K.Y.広域圏においても非常に多い半定住者も含めた地域の共助体制づくりが重要な課題といえる。

こういった背景を踏まえ、S.K.Y.広域圏における、各ケーススタディ地域評価(課題)図～観光及び生活拠点における危険箇所～について、市街地や別荘地、観光関連拠点の動向の分布に概略の危険度分布を重ね合わせ、圏域の状況把握を行った。(内容については本調査報告書の「3. 防災意識の普及・啓発に関する調査」参照)

また、避難路・避難地のあり方（ネットワークと配置）として、

S.K.Y.広域圏の骨格構造概念図

～「道の駅」「街の駅」「海の駅」地域防災拠点ネットワーク構造の構築～

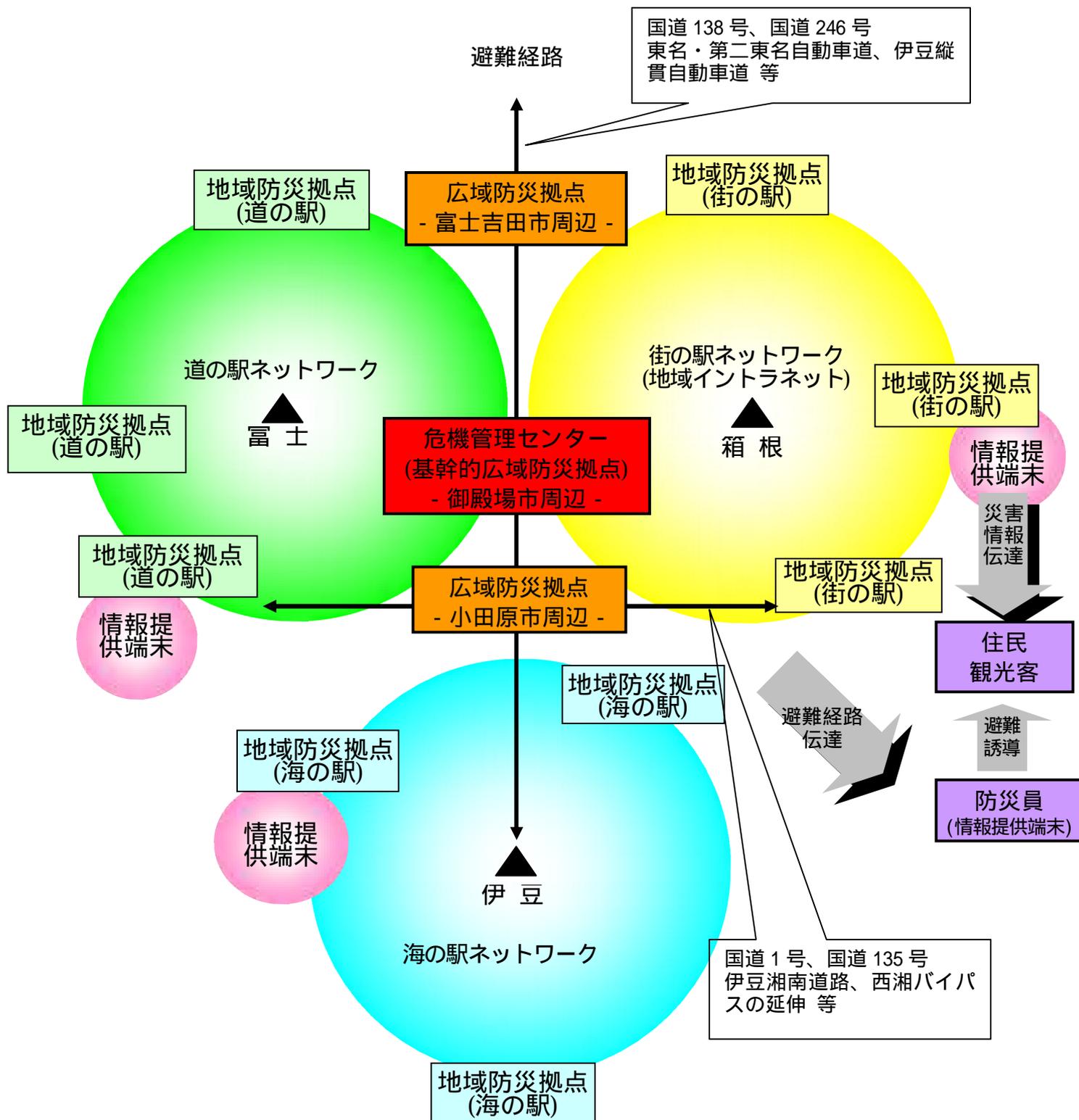
をひとつのモデルとして示し、「道の駅」「街の駅」「海の駅」の施設イメージの検討を行ったとともに、

観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造

の検討を行った。

. S . K . Y . 広域圏 の骨格構造概念図

「道の駅」「街の駅」「海の駅」地域防災拠点ネットワーク構造の構築

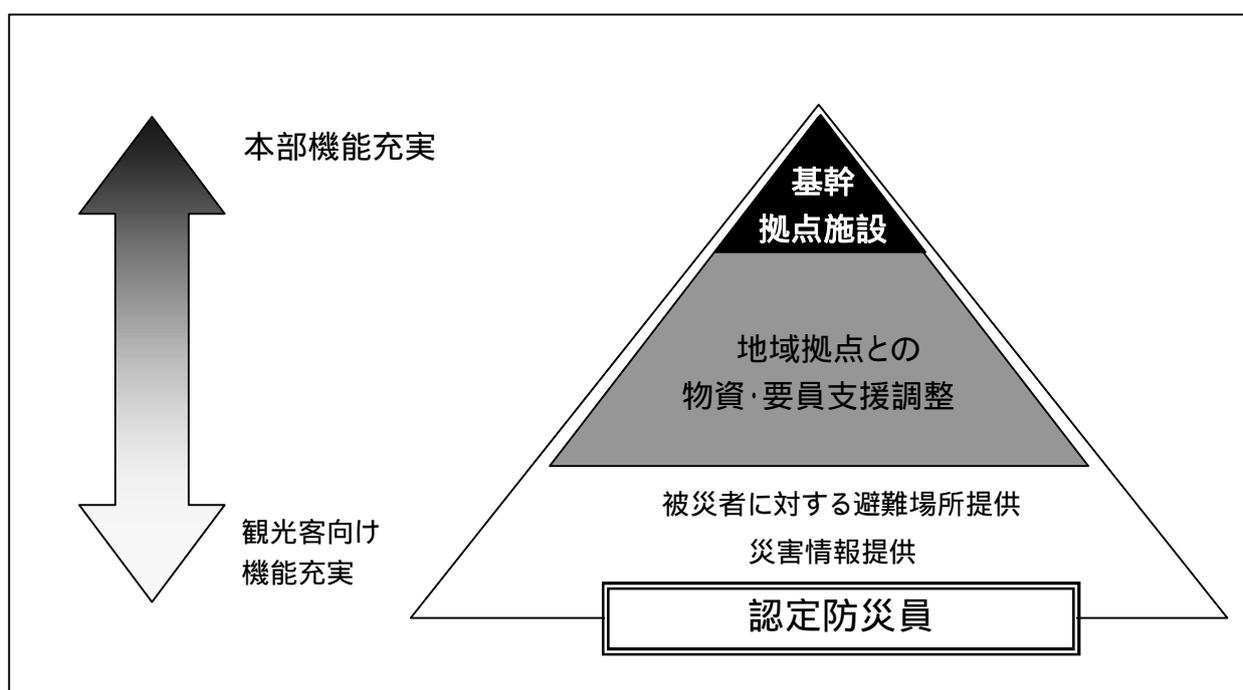


観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造

観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造として、既存の神奈川県、静岡県、山梨県の既存の拠点とのネットワーク化を前提とし、S.K.Y.広域圏内に防災拠点を新たに設定を行う必要がある。

防災拠点の基本的考え方

広域防災拠点は、司令 / 調整 / 被災者対応の3種類の拠点として、以下様な整理が出来る。



NO	拠点種別	拠点数	位置付け
1	基幹拠点施設	1	S.K.Y.広域圏の司令本部機能を有し、広域災害の統括指揮を行う
2	広域拠点施設	2	基幹拠点を補完し、地域拠点との間で物流・支援要員調整を行う
3	地域拠点施設	多	避難してきた観光客の一次集合場所として利用する

各ゾーンに必要な施設

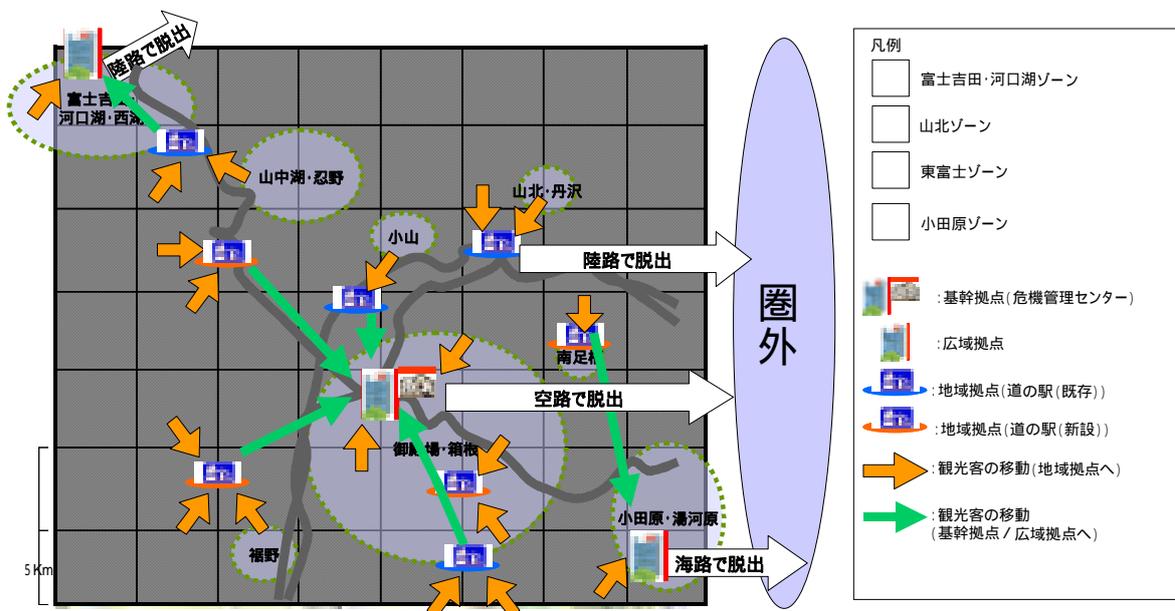
S・K・Y・広域圏では、主に被災者の集約拠点（地域拠点）および圏外への脱出拠点（広域拠点）の2点が必要であると考え、前項のゾーニングと観光客分布をもとに観光客数が多く滞留する地域に広域拠点を配置し（山北ゾーンは観光客数が少ないため直接圏外へ脱出すると仮定）、地域拠点は災害発生時の主要避難路となる国道沿いの20km間隔（1）に存在する道の駅とすることが適当である。

No	ゾーン名	エリア		収容施設
		名称	観光客数 (千人)	
1	富士吉田 ・河口湖	富士吉田・河口湖・西湖	32	・広域拠点(富士河口湖町) ・道の駅 かつやま(富士河口湖町) ・道の駅 富士吉田(富士吉田市)
2		山中湖・忍野	21	・道の駅(新設の地域拠点) 2
3	東富士	小山	11	・道の駅 須走 ・道の駅 ふじおやま
4		御殿場・箱根	115	・危機管理センター・国営広域防災公園(御殿場市) ・道の駅 箱根峠(箱根町) ・道の駅(新設の地域拠点) 2
5		裾野	9	・道の駅(新設の地域拠点) 2
6	山北	山北・丹沢	8	・道の駅 山北
7	小田原	南足柄	6	・道の駅(新設の地域拠点) 2
8		小田原・湯河原	39	・広域拠点(小田原市)

- (1) 20km間隔：人間が一日に歩けると推定される距離（時速4kmで約5時間かかる）。
- (2) 新設の地域拠点：20km間隔に道の駅が存在しないため、新たに道の駅を設置することが望ましい。

広域災害における避難イメージ

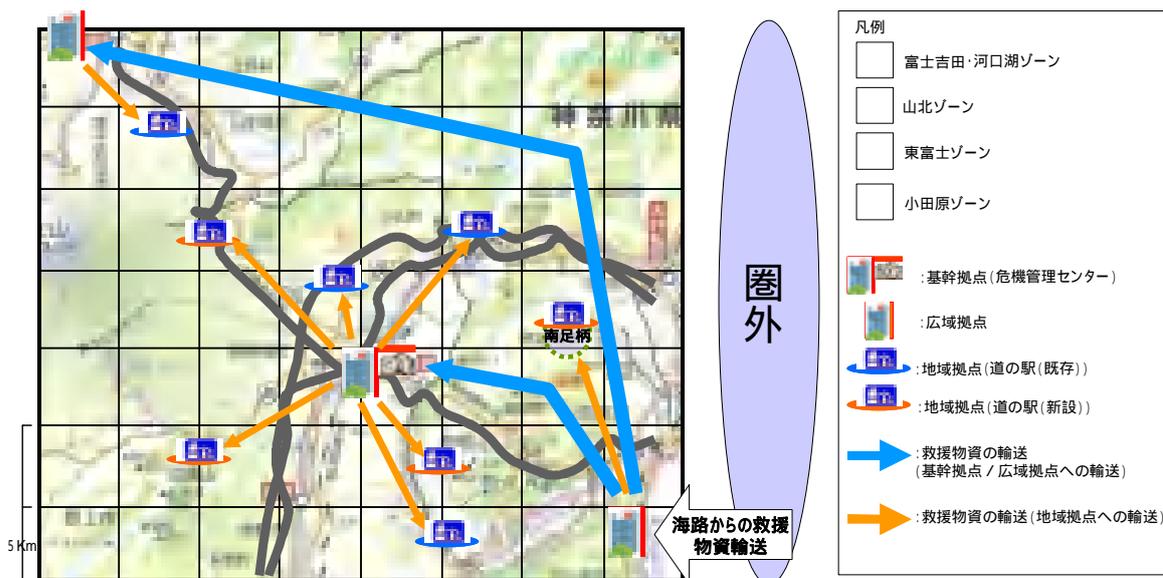
災害発生時、各地域に滞留する観光客は、はじめにゾーン内の地域拠点まで避難する。広域拠点での避難指示・食料等の支給を受け、基幹拠点 / 広域拠点へ移動した上で、陸海空路で圏外への脱出を行う。



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

救援物資の輸送イメージ

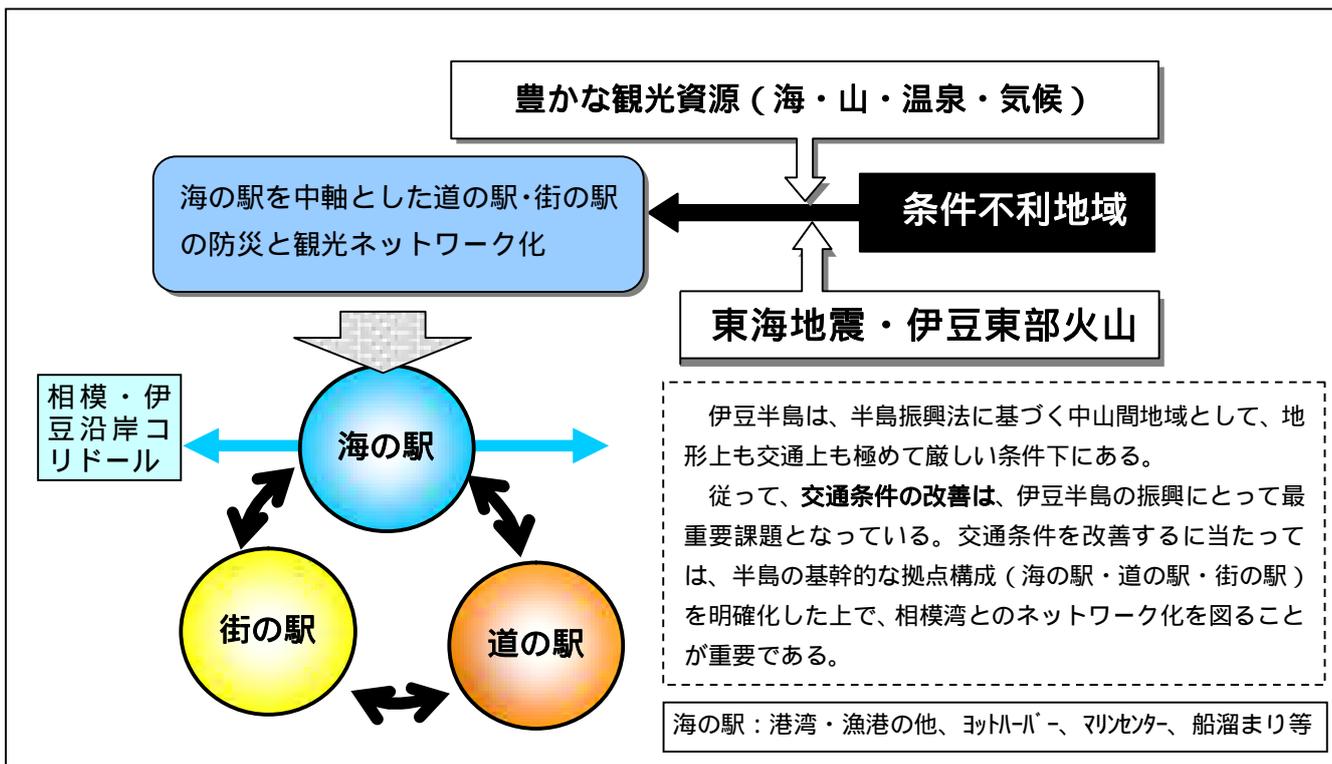
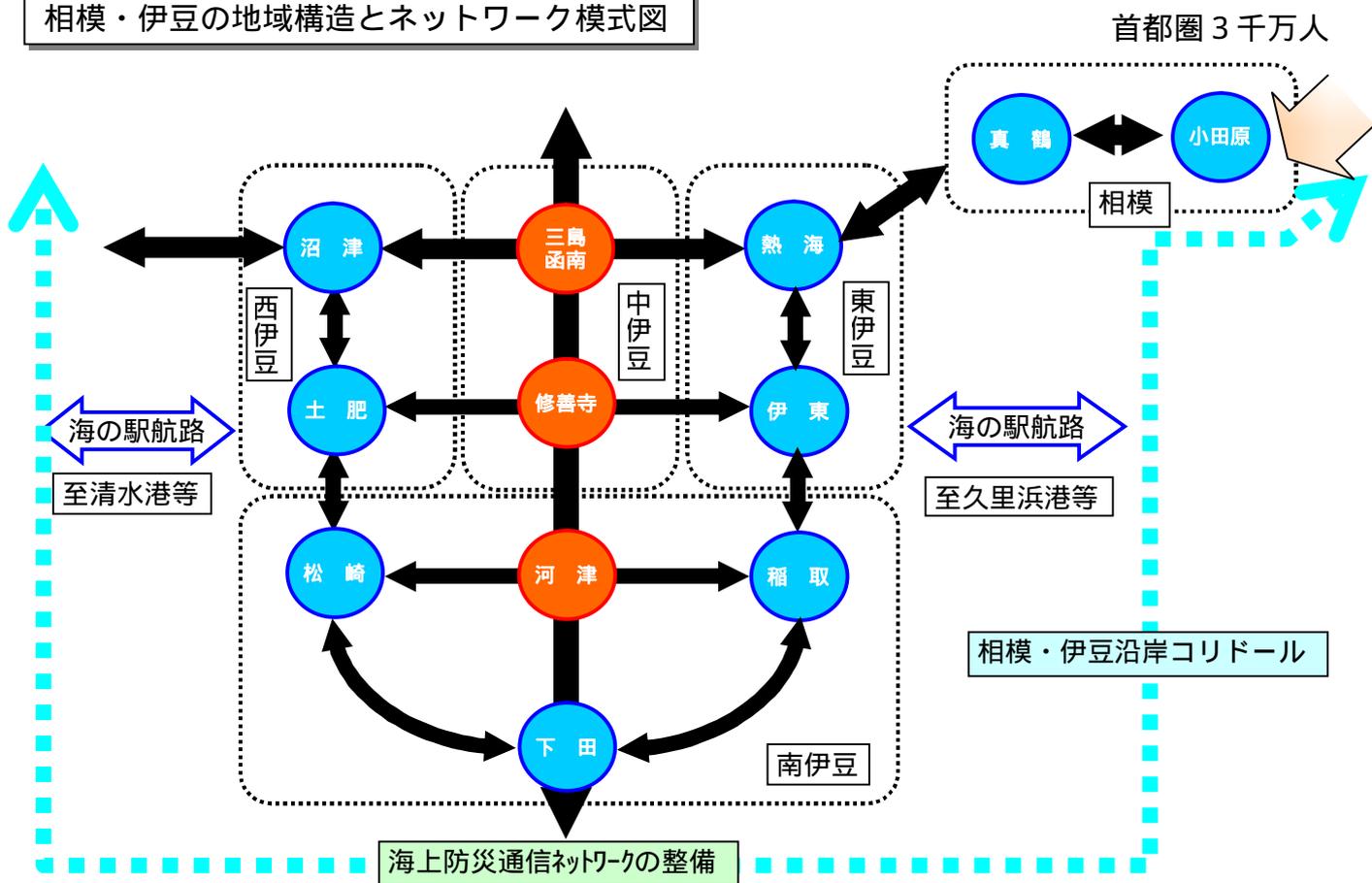
港から陸揚げされた救援物資の輸送は、各ゾーンの基幹拠点 / 広域拠点に一度集配し、再度各地域拠点への集配を行う。



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

相模・伊豆沿岸コリドールインフラネットワークの検討

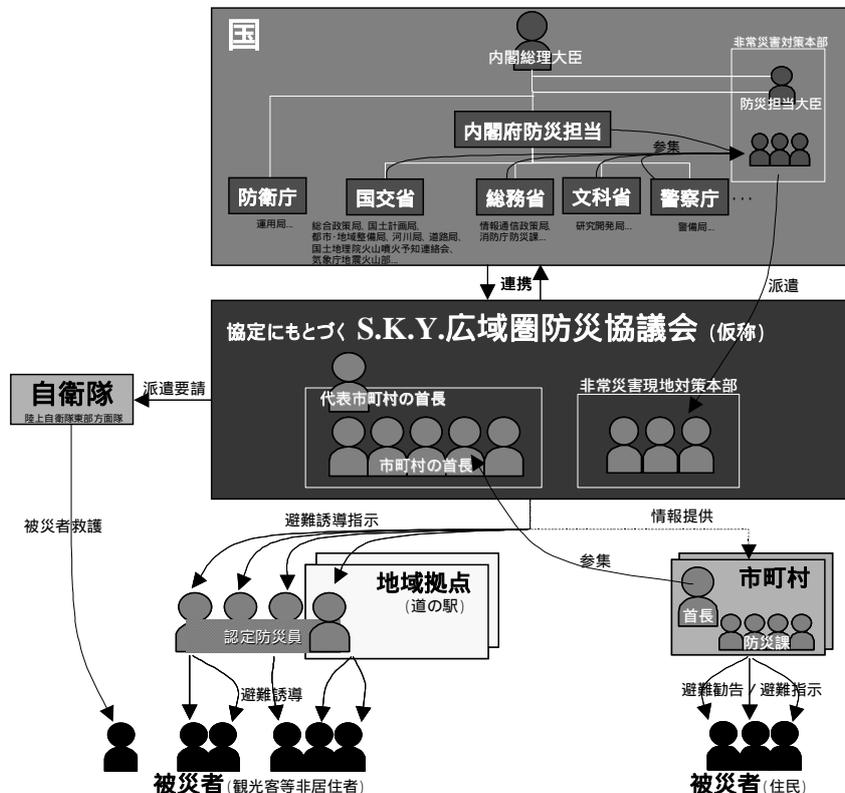
相模・伊豆の地域構造とネットワーク模式図



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

防災協定にもとづく指揮命令体制について

S.K.Y.広域圏防災協議会は、防災協定にもとづいて、被災地全体に関わる広域的な災害応急対策の総合調整を行う。



S.K.Y.広域圏防災協議会（仮称）:

S.K.Y.広域圏防災協定にもとづき、非常災害現地対策本部、圏域市町村の首長が参集し、被災地全体に関わる広域的な災害応急対策の総合調整を行う。

- ・ 災害情報、広域支援に関する情報の集約・分析・提供
- ・ 物資・人員の配分調整
- ・ 広域搬送手段の確保・配分調整 等

市町村：S.K.Y.広域圏防災協議会の決定にもとづき、避難勧告 / 避難指示を出して住民を避難させる。

認定防災員：S.K.Y.広域圏防災協議会の指示にもとづき、被災者を避難誘導する。

2. 広域防災の拠点整備に関する調査の概要

広域防災拠点とは

広域防災拠点施設の実態及び考え方について、「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書（平成15年3月）総務省消防庁」をもとに、以下の様に整理できる。

防災拠点の定義

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じ、

- ・コミュニティ防災拠点（町内会や自治会の単位）
- ・地域防災拠点（小中学校区単位）
- ・広域防災拠点

の3つの種類が考えられる。

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

一方で、国の都市再生プロジェクトの一つとして内閣府を中心に基幹的広域防災拠点の整備検討がなされているが、これは、国の現地対策本部が置かれ、複数の被災都道府県や指定公共機関等の責任者が参集し、広域的オペレーションの中核となる大規模で機能の特に充実した広域防災拠点の一つと考えられる。

広域防災拠点の果たすべき機能

広域防災拠点の果たすべき機能として災害時・平常時において以下の様に整理できる。

災害時の機能

- ・ 災害対策本部またはその補完機能
- ・ 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能
- ・ 災害医療活動の支援機能
- ・ 備蓄物資の効果的供給機能
- ・ 救援物資の中継・分配機能
- ・ 海外からの救助活動要員の受け入れ機能
- ・ 海外からの救援物資の受け入れ機能

(なお、広域防災拠点は、その性格上、都道府県に1ないし数箇所の設置が考えられていることから、基本的には住民の避難地としての機能は本検討会では想定しないこととし、各避難地の統括・調整を行うものとして考えることとした。)

平常時の機能

- ・ 広域支援部隊等の研修・訓練機能
- ・ 防災に関する市民等への教育・育成機能
- ・ 防災研究開発機能

平常時の訓練機能

広域防災拠点において、平常時行われる訓練機能として、以下が整理できる。

広域防災拠点で実施が期待される訓練

- ・ 都道府県内の広域応援訓練
- ・ 広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）と連携した合同集合訓練
- ・ 広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）による災害図上訓練
- ・ 多数傷病者の発生を想定した大規模応急救護所の設置・運用等の訓練
- ・ 多数傷病者の発生を想定した救出訓練

- ・緊急消防援助隊の集結訓練及び受け入れの部隊運営訓練から実際の活動までの総合的な訓練
- ・数台以上のポンプ車を連結させた吸水・長距離送水訓練
- ・ヘリコプター及び消防艇での緊急物資搬出・搬入訓練
- ・ヘリコプターを用いる消防隊、救急隊及び救助隊の救出訓練
- ・空中消火等のヘリコプターと地上部隊との連携訓練
- ・大規模な座屈建物や瓦礫からの救助訓練
- ・市民、企業、市町村職員、消防団員等が対象の個別及び総合的な訓練・研修

訓練を実施するために必要となる施設、設備

- ・無線基地局
- ・緊急消防援助隊動態情報システム
- ・地方公共団体の災害対策本部、国の関係機関と連絡するための情報・通信機器
- ・多数のヘリコプターが離発着できる場所と駐機できるエプロン施設
- ・山岳救助・水難救助等にも幅広く対応できる訓練施設
- ・倒壊家屋（木造、耐火等）訓練施設
- ・BC 災害等の訓練施設
- ・救助・救出及び火災防御訓練の可能な訓練施設
- ・多種類の被害（コンビナート、鉄道、トンネル等の特殊災害）を想定した訓練が可能な訓練施設
- ・大規模消防水利施設
- ・夜間照明施設
- ・ヘリコプター及び車両の燃料備蓄施設
- ・消防艇の接岸施設
- ・緊急消防援助隊受け入れ時の部隊運営訓練ができる作戦室
- ・パーティションフリーの多目的室
- ・ロールプレイング式訓練が行える設備
（ハードウェアとソフトウェア）
- ・市民に対する防災研修の場となる施設
（視聴覚設備、消火・避難・救急訓練等を実施できる設備）
- ・自主防災組織を育成するための施設
- ・訓練に適した多目的広場（消防車両や重機が進入可能であること）

S.K.Y.広域圏のような行政区域を越えた広域防災活動の実現への方策

現行の地域防災計画では、行政区域を越える大規模災害に対し、被災地方公共団体や周辺地方公共団体が連携した具体的な対応計画に関してはあまり検討がなされていない。

今後、国の現地対策本部の設置が想定される基幹的広域防災拠点の整備を意識しつつ、広域防災拠点相互の連携ネットワークの構築に向けてリダンダンシーやリスク分散に配慮し、各都道府県の広域防災拠点の位置や規模、機能等の情報を都道府県間で共有することなど、以下の共通課題意見を解決する様な拠点づくりが望まれる。

広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通課題

「広域防災活動支援のための広域防災拠点」について各構成地方公共団体からの意見をもとにまとめた共通課題は以下が整理されている。

- ・ オープンスペースの確保
- ・ 広域防災拠点における防災情報の共有化の実現
- ・ 広域防災拠点を活用した緊急消防援助隊の機能充実のための仕組みの検討
- ・ 災害ボランティア活動支援のための環境整備
- ・ 公用・公共用施設整備等に当たっての留意点
(法令等による義務付けや国による財政支援等の充実等)
- ・ 圏域内における定期的な協議の実施

基幹防災拠点のモデル検討 / 御殿場市：迎賓館機能を有する「S.K.Y. 危機管理センター構想（国際交流公園整備構想）」

上記検討に基づき、通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設の満たすべき機能、条件の整理として S.K.Y. 広域圏での具体的モデルの検討を行った。

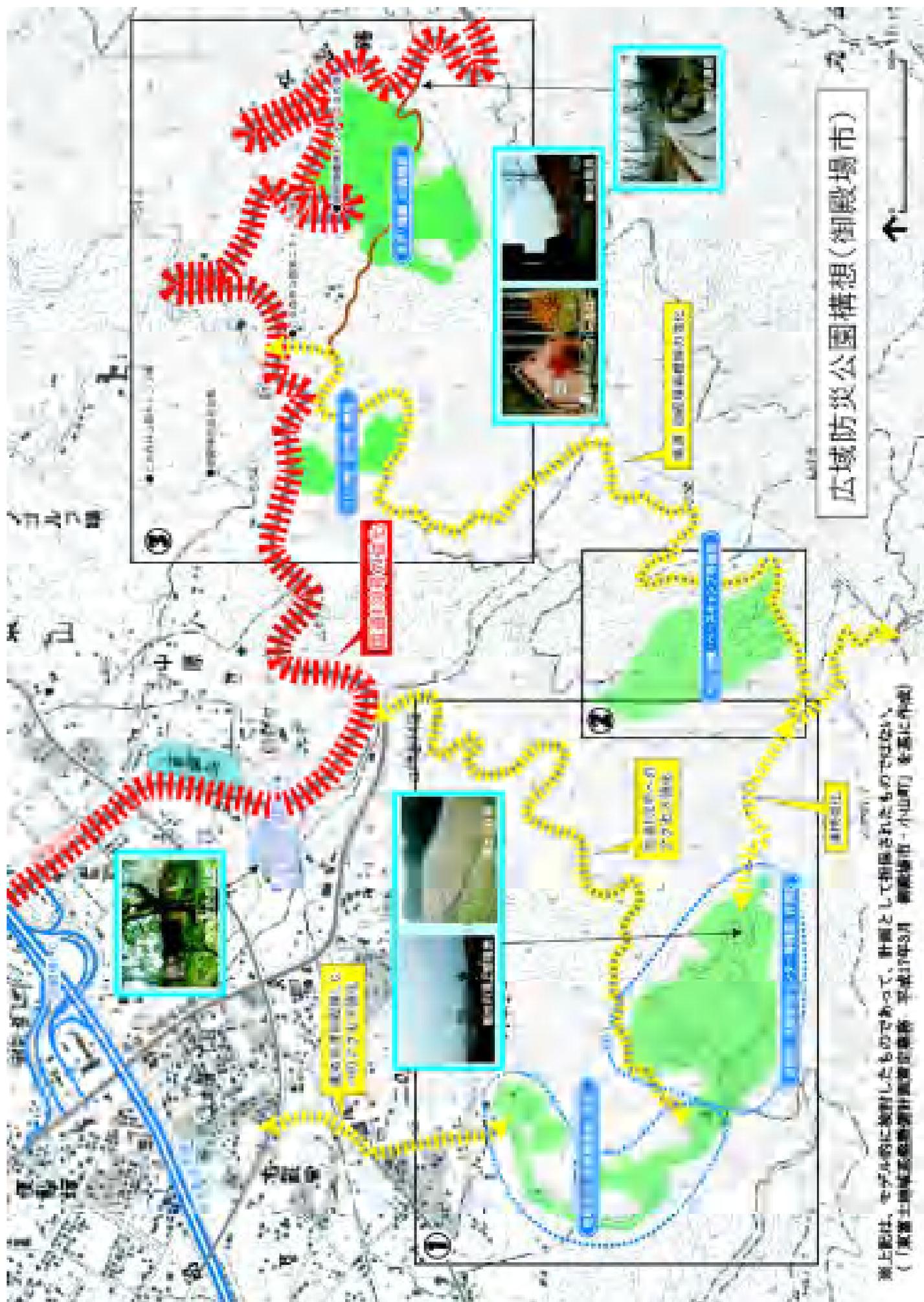
S.K.Y. 広域圏における中心性、富士と箱根に挟まれた拠点的位置性等より、当地域には合同現地対策本部の必要性（S.K.Y. 危機管理センター、広域避難シェルター）が大きく、

- ・ 日本を代表する観光地である「富士」と「箱根」の中間に位置することによる、国際的来賓を迎える拠点としての機能
- ・ S.K.Y. 広域圏における、広域拠点的な防災指令機能
- ・ 富士及び箱根が被災した場合の、自衛隊との連携による定住者、半定住者、交流者の強力な避難拠点機能
- ・ 富士箱根伊豆国立公園の美しい自然環境に育まれた平時の国民的癒しの拠点機能

等について協定等による総合的推進が望ましい。

具体的には、東富土地域基盤整備計画策定業務において提案された以下の事項を取りあげた。

- ・ (財)機械システム跡地周辺への迎賓館・危機管理センター等機能等
- ・ 市民「健康」の森・避難所等機能、R138新「道の駅」・防災地域拠点機能

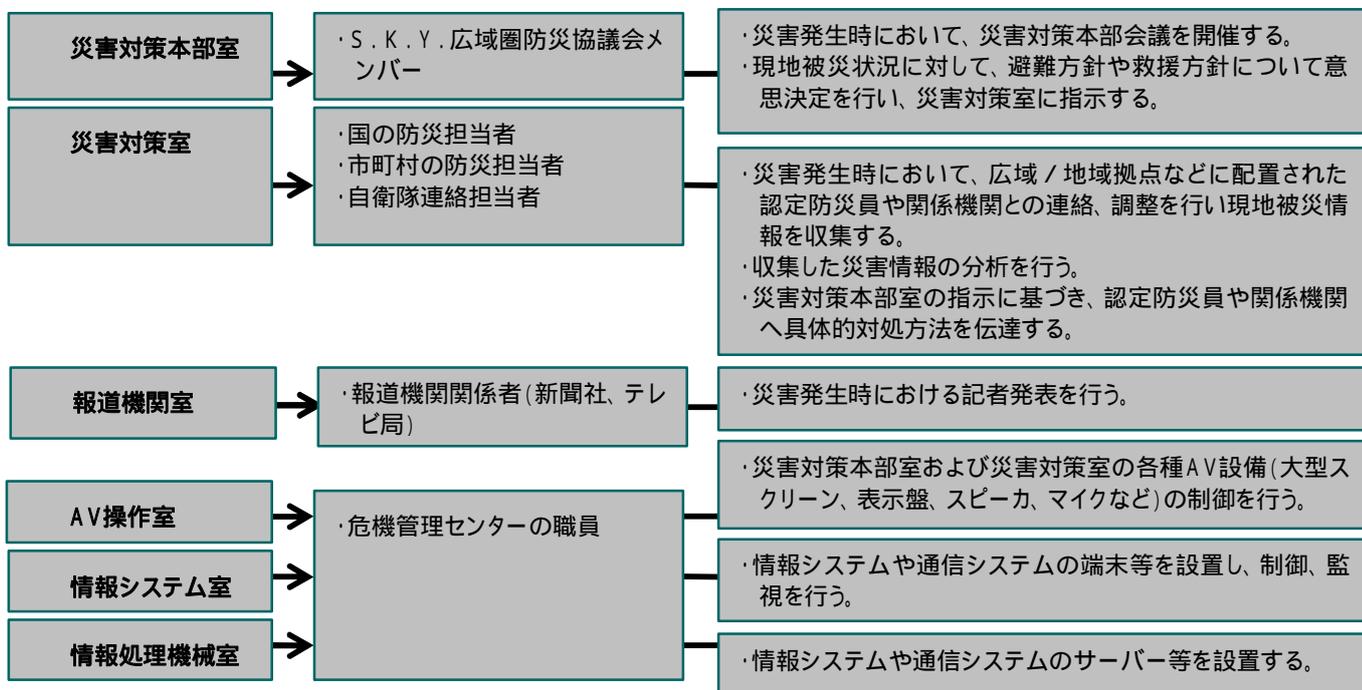
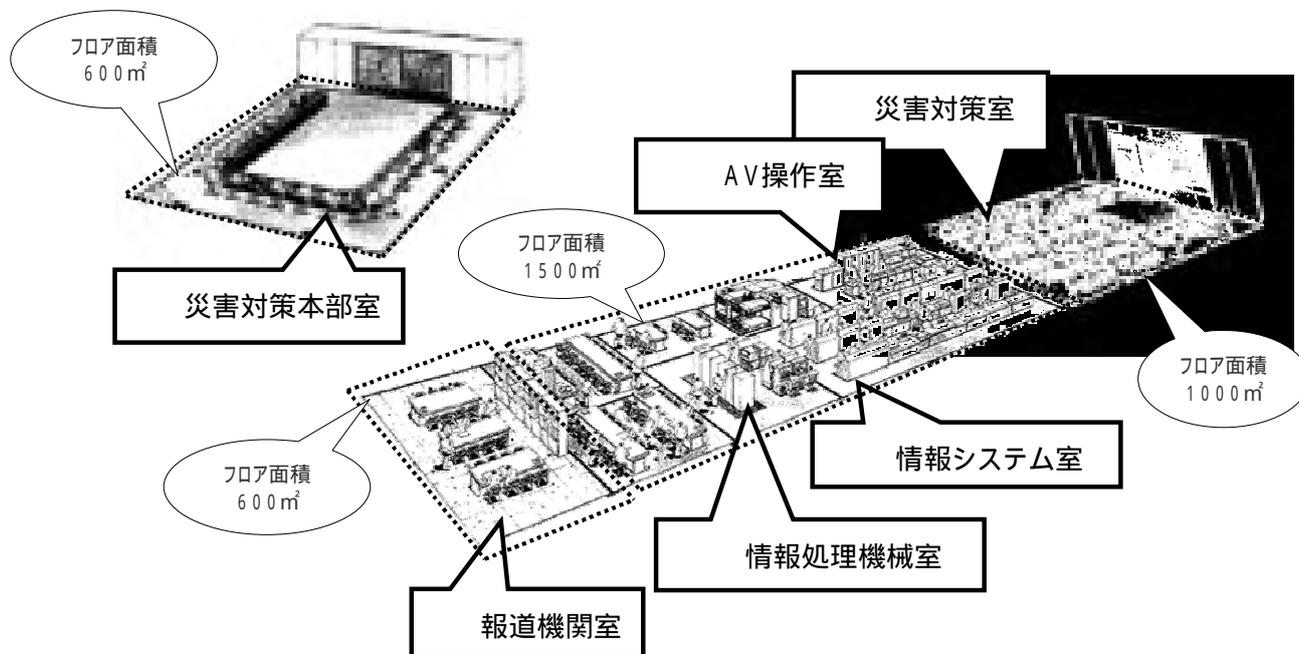


広域防災公園構想（御殿場市）

※上記は、モデル的に検討したものであって、計画として採択されたものではない。
 （「東富士地域広域防災公園計画策定業務」平成17年8月 御殿場市・小山町 委託作成）

危機管理センターについて

危機管理センターは、広域連携防災の基幹拠点として、情報収集、情報分析、意思決定、指揮命令、情報配信等を行うための設備を備えている。その他、センター内に防災訓練施設を有しており、平常時の認定防災員を対象とした災害対応訓練も行う。



その他、地下に電力室を備えており、停電対策として無停電電源設備、非常用発電設備も設置している。

3 . 防災意識の普及・啓発に関する調査の概要

「防災・観光」に関する企業アンケート（企業一般）の結果まとめ

回答企業

富士箱根伊豆地域圏（S.K.Y.広域圏）内に工場、店舗、事業所等を有する企業 122 社に郵送にてアンケートをお願いしたところ、以下の 23 社の回答が得られた。うち神奈川県 10 社、静岡県 6 社、山梨県 7 社と、各県で比較的近い数の回答が得られた。

回答企業の業種を見ると、製造業が最も多く 12 社で、うち具体的な業種の内容としても様々な回答が得られた。続いて運輸・公益事業関係が 2 社で、あとは異なる業種に分散しており、幅広い業種からの回答を得ることが出来た。静岡県の回答企業が、すべて製造業であるのに対し、山梨県の回答企業は製造業に属するものがない。神奈川県では製造業が多いものの一部その他業種からの回答が得られるといった特徴がある。

「防災・観光」に関する企業アンケート（企業一般）の総括

- ・企業が立地する上での当地域の魅力は「自然資源が豊富」、「東京・名古屋へのアクセスが容易」への回答が多いことが特徴
- ・行政の発行している防災マップとして「富士山ハザードマップ」「東海・東南海地震の被災想定」の認知度は高い。
- ・防災に関する協定については「締結していない」が最も多い。
- ・防災対策のあり方について「もっと県や市町村が主体的に取り組むべき」といった回答が非常に多く、具体的内容として「行政と企業との協働が必要」との意見が見られる。
- ・当地域に観光客が多いことについて「企業活動へ良い影響がある」、「特に関係ない」といった回答が同規模で多く、「企業活動へ良い影響がある」の理由としては、「観光とセットで工場見学が多い」、「知名度のアップにつながる」等といった内容が見られた。
- ・海外からの従業員（スタッフ）や視察者として、期間従業員、正社員、定期的海外視察者の国籍を見ると、いずれも「中国」があがり、関係の深さが伺える。
- ・観光振興のあり方について「もっと県や市町村が主体的に取り組むべき」といった意見が多く、具体的には、「フィルムコミッション等に力を入れる」等の意見が見られる
- ・本地域で感じられる情報システム上の課題について「防災情報を発信しているサイト（ホームページ）が少なく感じる」が最も多い
- ・情報の地域公共ネットワークの整備促進による利便性向上について「情報の地域公共ネットワークの整備が進んでいるとは思えない」といった回答が圧倒的に多い。
- ・当地域のような観光客が非常に多い地域での防災対策として特に重要な対策として「道路インフラの拡充」が最も多く、次いで「情報インフラの拡充」と「防災拠点となるような公園等施設」が多くなっている。

住民・観光客等への防災意識普及方策の検討

住民・観光客等への防災意識普及方策について、これまでの検討を踏まえ、以下の様な点が指摘できる。

地域の企業や住民への防災マップ「富士山ハザードマップ」「東海・東南海地震の被災想定」の認知度の向上は見られるため、今後、観光客への認知度の向上について「道の駅ネットワーク」等を通じ推進を図る。

地域の防災対策のあり方について「行政と企業との協働」とともに現状では少ない「NPO」の充実を図る。

参考) 『地域安全』『災害救援』を活動分野としているNPO(特定非営利活動法人)団体

神奈川県	なし	
山梨県	なし	
静岡県	特定非営利活動法人 まちづくりトッパーナーふじのみや本舗	静岡県富士宮市大宮町8番2号
	特定非営利活動法人エコハウス御殿場	静岡県御殿場市川島田1446番地の10
	特定非営利活動法人グラウンドワーク三島	静岡県三島市一番町11番6号
	特定非営利活動法人ピュアサポート・カウンセリングふじ	静岡県富士宮市宮原98番地
	特定非営利活動法人リベラヒューマンサポート	静岡県三島市本町9番3号
	特定非営利活動法人福祉活動芸能人協会転ばぬ先の杖の会	静岡県御殿場市西田中204番地の1

東アジア国籍を中心とした日本在住の企業の従業員(スタッフ)や視察者との交流の促進や、これら企業の従業員(スタッフ)との連携による、「安全で安心な国際観光交流の充実」を図る。

防災情報を発信している「サイト(ホームページ)」について、参考のような国や自治体の様々なサイトの効率的リンクと充実化を目指すとともに、「地域公共ネットワーク」との連携を図る。

ハザードマップの活用方策の検討

各ケーススタディ地域評価(課題)図の検討

～観光及び生活拠点における危険箇所～

ハザードマップの活用方策として、市街地や別荘地、観光関連拠点の動向の分布に概略の危険度分布を重ね合わせ、圏域防災情報の一層の明確化を行った。

具体的には、災害危険度のマクロ評価としては、富士山ハザードマップおよび箱根町火山防災マップにおける影響圏、また活断層の周辺を危険度を高く設定している。

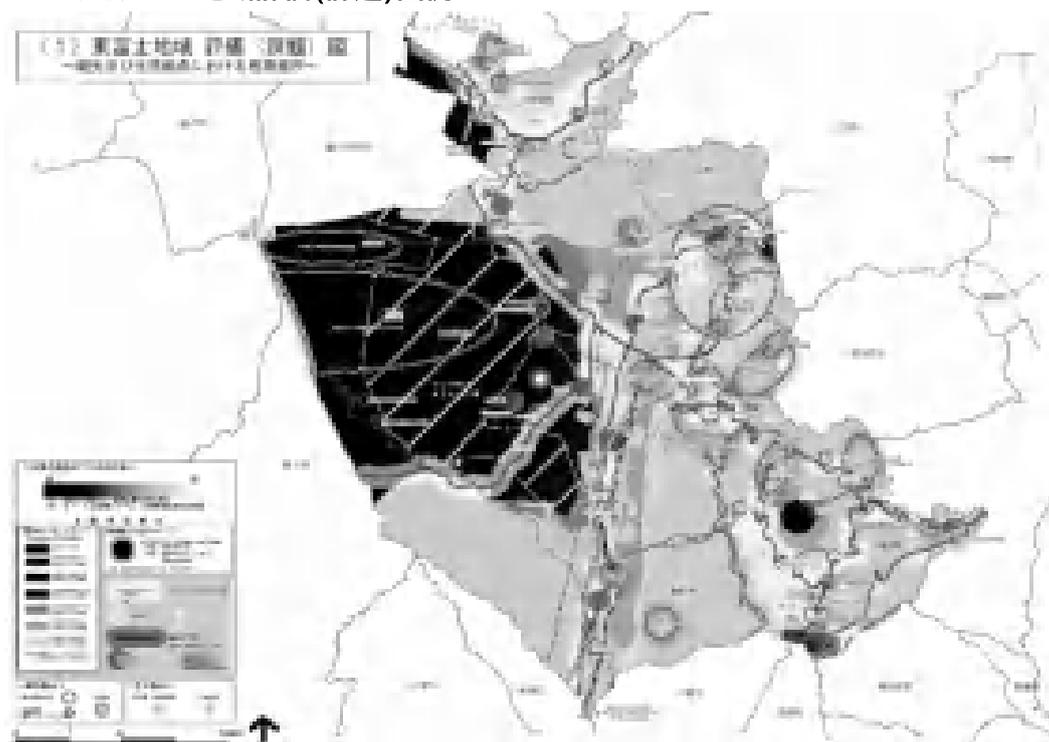
また、対応の充実度として、一次、二次の緊急輸送路の周辺やヘリポート、指定された避難場所等については危険度を弱める様に評価している。

加えて、インフラにおいて現状混雑度の高い地域については、災害時における人口集積度の高さや避難の困難さがうかがえるため、危険度を高める評価をしている。

これらに加え、各地域の拠点として観光拠点と生活拠点をプロットし、危険度との関係を見られる様に重ね合わせている。

具体的には、観光拠点として、既存観光拠点、道の駅、観光関連新規プロジェクトをプロットし、生活拠点として、市街地(用途地域)、別荘地をプロットしている。

<ケーススタディ地域評価(課題)図例>



参考資料：検討委員会

平成 16 年度「防災と観光の共存に向けた国・地域間の連携の在り方調査検討委員会」委員

	氏 名	役職名
特別顧問	荒牧 重雄	東京大学 名誉教授
委員長	三本木健治	明海大学 教授
委員	石 山 醇	社団法人日本旅行業協会 事務局長兼理事
"	田畑日出男	国土環境(株) 代表取締役会長
"	中村 直司	株式会社 N T T データ 代表取締役副社長
"	花森 憲一	静岡県企画部長
"	田中 克己	神奈川県広域行政担当部長
"	長谷川友宏	山梨県企画部長
"	川口 市雄	静岡県熱海市長
"	小池 政臣	静岡県三島市長
"	鈴木 尚	静岡県富士市長
"	長田 開蔵	静岡県御殿場市長
"	長田 央	静岡県小山町長
"	小澤 良明	神奈川県小田原市長
"	沢 長生	神奈川県南足柄市長
"	佐藤精一郎	神奈川県山北町長
"	露木 順一	神奈川県開成町長
"	山口 昇士	神奈川県箱根町長
"	萱沼 俊夫	山梨県富士吉田市長
"	小佐野常夫	山梨県富士河口湖町長
"	高村 朝次	山梨県山中湖村長 (~ H16.12.26)
"	高村 忠久	山梨県山中湖村長 (H16.12.27 ~)
"	山本 徳治	内閣府防災担当政策統括官付参事官
"	谷 史郎	総務省情報通信政策局地域通信振興課地方情報化推進室長
"	若林 陽介	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
"	福本 俊明	国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長
"	小橋 雅明	国土交通省国土計画局大都市圏計画課長
"	宮田 年耕	国土交通省道路局企画課長
"	木村 治和	農林水産省農村振興局地域振興課グリーンツーリズム推進室長

調査実施機関 (委員会事務局): 財団法人 都市経済研究所

敬称略・順不同

検討委員会における審議経過と総括

「第1回検討委員会」

< 審議事項 >

- 調査の目的と概要について
- 重点整備地域とモデルケーススタディの実施について

< 審議結果 >

- 防災と観光の共存に資する社会資本整備の推進を図るための、
陸・海・空の交通ネットワーク整備
広域防災・観光拠点整備
情報通信基盤整備
防災と観光の一体的広域連携体制づくり
を中心とする具体的な検討
- 地域の主体性、地域からの発意・発案を重視した地域づくりを展開するためのモデルケーススタディの実施
- 新たな国土計画におけるS・K・Y・広域圏の位置付けとその基本方向を視野に入れた検討

「第2回検討委員会」

< 審議事項 >

- S・K・Y・広域圏・広域連携防災インフラの骨格構造モデル(案)について
- モデルケーススタディ(案)について
- 地域公共ネットワークの現状と今後の展開について(補足)

< 審議結果 >

- 広域連携防災インフラの骨格構造モデルに対する、
合意インフラとしての基本協定づくり
ゼロリスク心理への対応策
リダンダンシー(防災インフラ)の確保
現地災害対策本部機能を有する基幹的広域防災拠点の設置
地域防災拠点(観光客の一時避難場所)としての「道の駅」
情報の共有化、収集・伝達手段の確立
外国人観光客への情報対策
などの重要性

「第3回検討委員会(最終総括)」

< 審議事項 >

- モデルケーススタディ(案)について
- S.K.Y.広域圏形成調査(平成16年度)の全体構図(案)について～本調査の総括～

< 審議結果 / 委員会総括 >

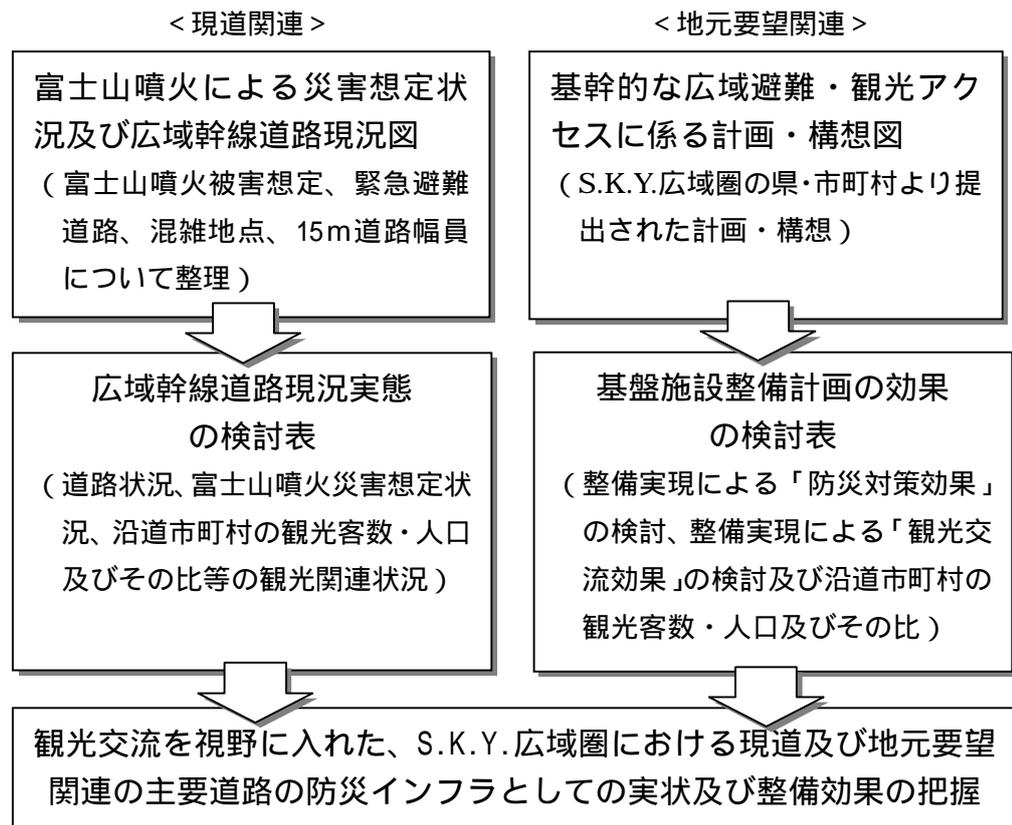
- 合意インフラとしての総合協定の締結及び個別協定のネットワーク化
- 「防災」と「観光」の共生・共存のための広域的連携・整備に関わる国と地域の役割分担の明確化
- 構造改革特区や地域再生計画等による協定区域の事業展開
- 「防災」と「観光」の共生・共存のための四大重点方策の採択・決議
三県広域防災拠点・避難路等の体系化(「道の駅」「街の駅」「海の駅」地域防災拠点ネットワーク構造)による防災インフラの整備
危機管理センターと広域防災公園の整備
相模・伊豆沿岸コリドールインフラネットワークの整備
広域防災情報通信インフラ整備に向けた実証実験
- 上記四大重点方策をはじめとする広域公共整備を推進するための「調査・企画機能」を有するS.K.Y.広域圏の常設機関の創設、及び国とS.K.Y.広域圏との協議機関の設置

本 編

1 . 広域避難に関する調査

(1) 避難路に関する調査

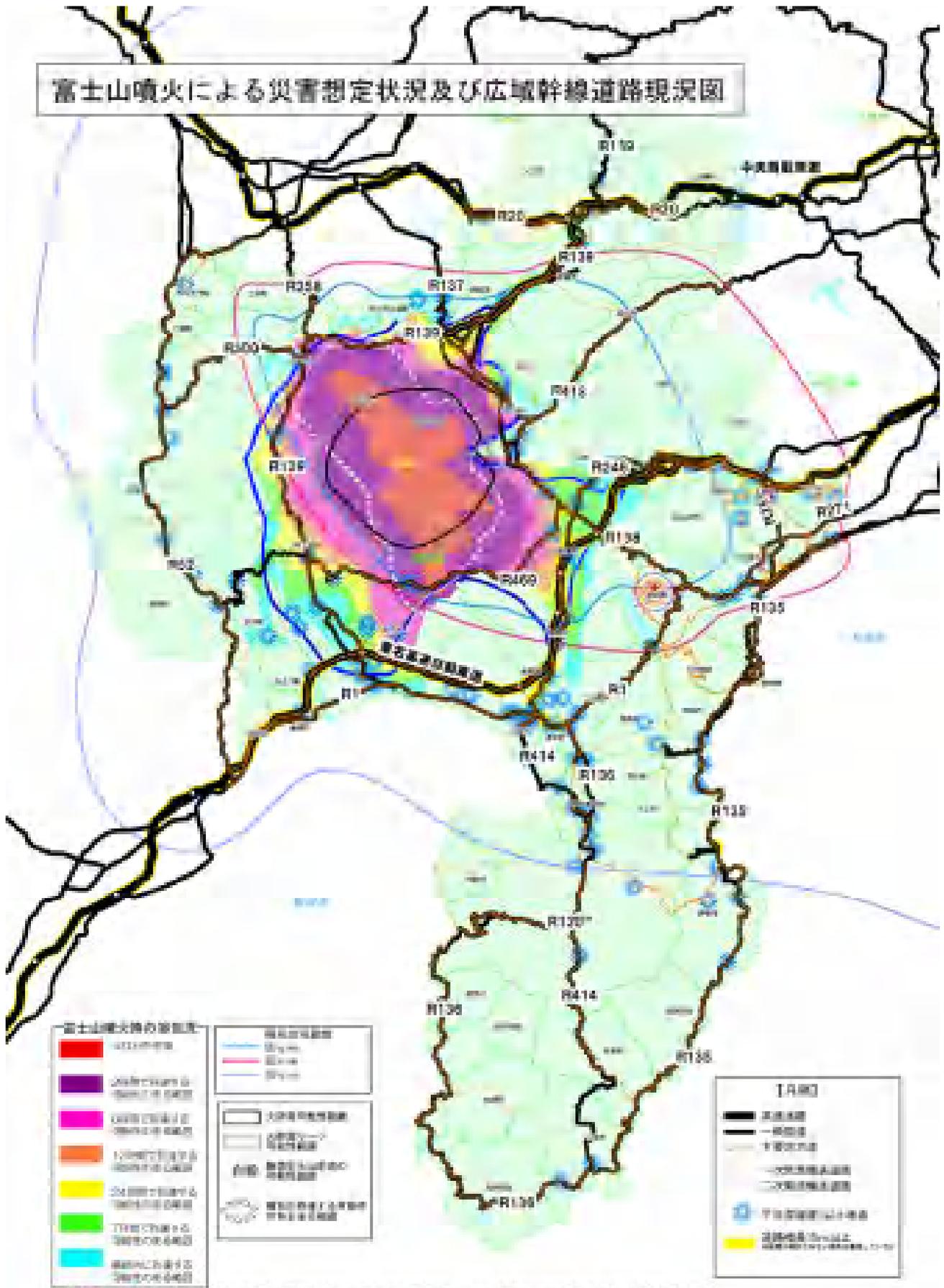
避難目標地点まで安全に最も短時間で到達できる経路である「避難路」について、本調査においては、S.K.Y.広域圏における主要な現道及び地元要望道路について、以下フローに基づき一定の検討を加えることを行った。



具体的に、現道関連は、富士山噴火による災害想定状況及び広域幹線道路現況図および広域幹線道路現況実態の検討表を活用した検討、地元要望関連は、基幹的な広域避難・観光アクセスに係る計画・構想図、基盤施設整備計画の効果の検討表を通した検討を行い、観光交流を視野に入れた、S.K.Y.広域圏における現道及び地元要望関連の主要道路の防災インフラとしての実状及び効果の把握を行った。

なお、避難路の検討のあたり、評価検討項目の指標・基準として、改訂都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き(平成17年2月 都市防災実務ハンドブック編集委員会)の基準において、避難路幅員15m以上を、広域的な避難路においても参考指標として活用した。

富士山噴火による災害想定状況及び広域幹線道路現況図



出典：富士山山頂マウンテンリゾート施設関係者等（中核関係者）が中心に地域連携協議センターを、各関係機関と連携し、関係機関、関係者、市民等）

■ 基礎経営戦略計画の取組の概況

※ 2023年度は、2023年10月1日現在までの実績を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。

取組内容	進捗状況	2023年度実績	2024年度計画	2025年度計画	2026年度計画	2027年度計画	2028年度計画	2029年度計画	2030年度計画	2031年度計画	2032年度計画	2033年度計画	2034年度計画	2035年度計画	2036年度計画	2037年度計画	2038年度計画	2039年度計画	2040年度計画	2041年度計画	2042年度計画	2043年度計画	2044年度計画	2045年度計画	2046年度計画	2047年度計画	2048年度計画	2049年度計画	2050年度計画	2051年度計画	2052年度計画	2053年度計画	2054年度計画	2055年度計画	2056年度計画	2057年度計画	2058年度計画	2059年度計画	2060年度計画	2061年度計画	2062年度計画	2063年度計画	2064年度計画	2065年度計画	2066年度計画	2067年度計画	2068年度計画	2069年度計画	2070年度計画	2071年度計画	2072年度計画	2073年度計画	2074年度計画	2075年度計画	2076年度計画	2077年度計画	2078年度計画	2079年度計画	2080年度計画	2081年度計画	2082年度計画	2083年度計画	2084年度計画	2085年度計画	2086年度計画	2087年度計画	2088年度計画	2089年度計画	2090年度計画	2091年度計画	2092年度計画	2093年度計画	2094年度計画	2095年度計画	2096年度計画	2097年度計画	2098年度計画	2099年度計画	2100年度計画
1. 経営戦略の策定	○	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度	2061年度	2062年度	2063年度	2064年度	2065年度	2066年度	2067年度	2068年度	2069年度	2070年度	2071年度	2072年度	2073年度	2074年度	2075年度	2076年度	2077年度	2078年度	2079年度	2080年度	2081年度	2082年度	2083年度	2084年度	2085年度	2086年度	2087年度	2088年度	2089年度	2090年度	2091年度	2092年度	2093年度	2094年度	2095年度	2096年度	2097年度	2098年度	2099年度	2100年度
2. 経営戦略の実行	○	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度	2061年度	2062年度	2063年度	2064年度	2065年度	2066年度	2067年度	2068年度	2069年度	2070年度	2071年度	2072年度	2073年度	2074年度	2075年度	2076年度	2077年度	2078年度	2079年度	2080年度	2081年度	2082年度	2083年度	2084年度	2085年度	2086年度	2087年度	2088年度	2089年度	2090年度	2091年度	2092年度	2093年度	2094年度	2095年度	2096年度	2097年度	2098年度	2099年度	2100年度
3. 経営戦略の検証	○	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	2051年度	2052年度	2053年度	2054年度	2055年度	2056年度	2057年度	2058年度	2059年度	2060年度	2061年度	2062年度	2063年度	2064年度	2065年度	2066年度	2067年度	2068年度	2069年度	2070年度	2071年度	2072年度	2073年度	2074年度	2075年度	2076年度	2077年度	2078年度	2079年度	2080年度	2081年度	2082年度	2083年度	2084年度	2085年度	2086年度	2087年度	2088年度	2089年度	2090年度	2091年度	2092年度	2093年度	2094年度	2095年度	2096年度	2097年度	2098年度	2099年度	2100年度

※ 2023年度は、2023年10月1日現在までの実績を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。2024年度は、2023年10月1日現在の計画を記載しております。

上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

(2) 避難地に関する調査

避難地について、以下の様に整理できる。

・避難地について

避難地については、以下に示す様な指標が例示できる。

「避難地」(情報含む)に関する評価検討項目と指標・基準(例)

検討領域	評価検討項目	指標・基準	根拠・出典	
避難地	広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 大震火災等が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園 概ね 50ha 以上(広域公園 等) 	・建設省「防災公園計画・設計ガイドライン」	
	広域避難地	避難地設置箇所	・公園、緑地、広場その他の公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に基づく地域防災計画 建設省の広域避難地の設置基準
		面積	・概ね 10ha 以上(都市基幹公園、広域公園等)	
		収容可能人数	・原則として 1 人あたり 2 m ² 以上	
		避難地までの歩行距離	・概ね 2 km 以内(避難圏域)	
		周辺建築物の耐震不燃化	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さの最低限度 7 m 避難地境界線から概ね 120m の範囲 	
	一次避難地	避難地の誘致距離	・ 500m 程度	・都市防災実務ハンドブック
		面積	・ 1 ~ 2 ha 以上(近隣公園、地区公園等)	
		緩衝緑地	・石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する。主として災害を防止することを目標とする緩衝緑地としての都市公園	・建設省「防災公園計画・設計ガイドライン」

本調査においては特に、広域での取り組みを中心に諸施設の状況を検討することとし、広域防災拠点や広域避難地を中心とした S.K.Y. 広域圏での諸状況について検討を行った。

・ S . K . Y . 広域圏を取り巻く広域防災拠点の現状と課題

S . K . Y . 広域圏を取り巻く広域防災拠点の現状と課題について、以下の様に整理できる。

「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書（平成 15 年 3 月）総務省消防庁」によると、首都圏の 8 都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市）のうち、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市は、すでに広域防災拠点を整備している。

神奈川県は、総合防災センター 1、広域防災活動拠点に加え、平成 15 年度当初に広域防災活動備蓄拠点 2 を新設したことを契機に、各拠点間における災害時の具体的な連携方策等を見直し、充実を図っているところであり、川崎市は、防災拠点として配置された救援物資等の集積場所、区の輸送拠点、応援部隊等の活動拠点について災害時に有効利用できるよう訓練を通じて体制・設備の検証を行い、一層の整備を図る必要がある。



1 神奈川県総合防災センター・消防学校（厚木市下津古久280）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/03/0340/index.html>

東海地震等による大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急活動の中央基地として、災害応急対策に必要な業務を行う。

また、平常時には、広く県民に対し、防災知識の普及啓発の拠点施設として防災に関する教育研修、防災情報の展示・提供あるいは模擬災害の体験などを行う。

(1) 設置目的

大規模地震等による広域災害が発生した場合に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急対策活動を行う災害活動中央基地として設置した。

(2) 設置年度

平成7年度

(3) 機能

各種防災費機材等の備蓄

災害応急活動要員の集結・待機・出勤

応急物資の受け入れ・配分・搬出

輸送車両・ヘリコプターの集結拠点

模擬体験設備等による正しい防災知識の県民への提供等

参考) 広域避難地となる防災公園（厚木市）

市町村名	施設名	所在地	避難地面積	分類
厚木市	ぼうさいの丘公園	神奈川県厚木市温水 783-1	92,000 m ²	主要都市公園

2 広域防災活動備蓄拠点の設置

設置目的

総合防災センターの備蓄倉庫は充実しているものの、大規模地震等が発生し、道路交通が途絶した場合には、その機能を十分発揮することができないと想定される。

そこで、交通動線を考慮して、県内3箇所（小田原市内の県小田原合同庁舎 3、茅ヶ崎市内の県衛生研究所及び横須賀市内の県横須賀児童相談所内）に総合防災センターの分散・補完施設として、広域防災活動備蓄拠点から平成15年4月から6月にかけて設置された。

機能

- ・ 各種防災資機材の備蓄
- ・ 広域応援部隊への資機材の貸出
- ・ 応急物資の受け入れ・搬出等

今後の課題

総合防災センター、広域防災活動拠点、広域防災活動備蓄拠点の各拠点間における災害時の具体的な連携方策等の明確化

3 西湘地区行政センター（広域防災活動拠点）
（神奈川県小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎内）

大規模な災害が発生した場合に、地域の救援等の前線基地として、県各地区行政センターの所管区域を単位として、8 箇所に応急活動用資機材、耐震性貯水槽、ヘリコプター臨時離着陸場等を設置した。

防災設備

屋上 ヘリポート

3階 現地対策本部

2階 ボランティアスペース（活動拠点）・・・通常は会議室

2階 食堂・・・災害発生時は情報センター（記者室）

1階 災害用備蓄倉庫

その他免震装置

西湘現地災害対策本部活動マニュアル（平成15年5月）の作成

「西湘地区行政センター総務部防災保安課」

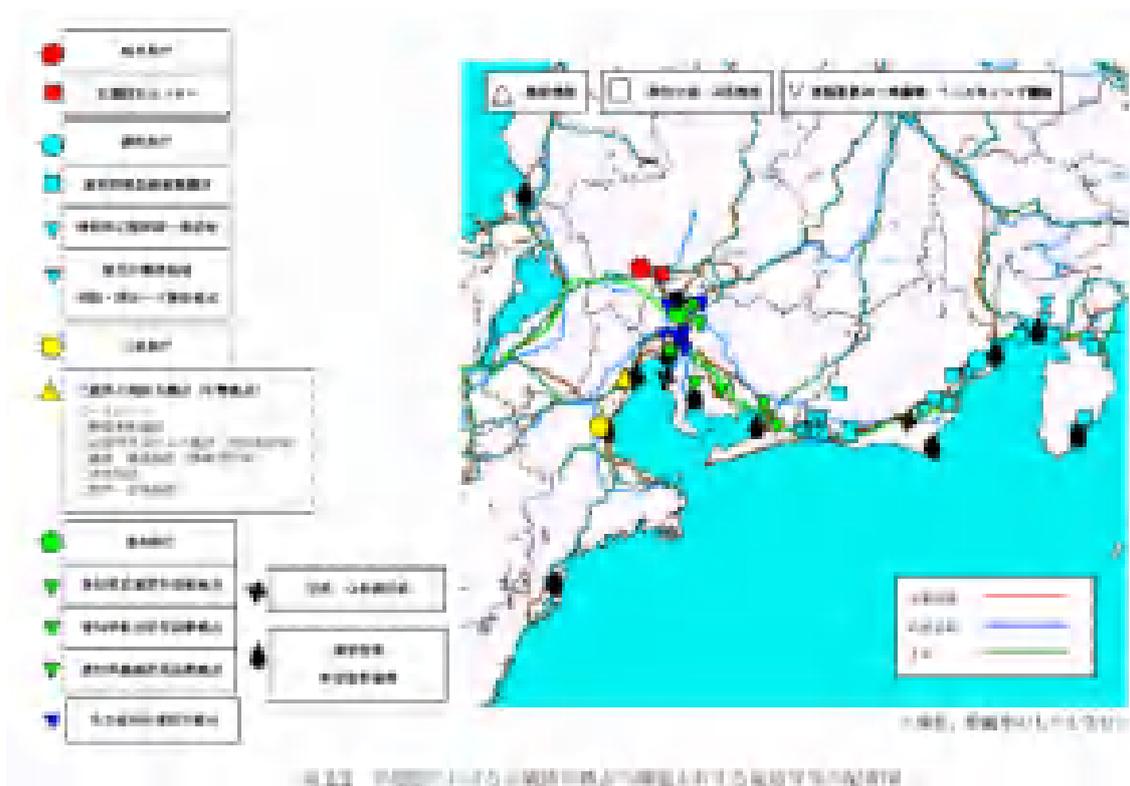
- ・勤務時間内発災の場合の対応
- ・休日・時間外発災の場合の対応
- ・災害対策と現地災害対策本部

西湘地区災害ボランティアセンター設置・運営・活動マニュアル（平成16年6月）の作成「西湘災害ボランティアネットワーク」

このマニュアルは、大規模災害発生時に小田原合同庁舎 2 階に開設される、西湘地区災害ボランティアセンターの設置・運営・活動について、西湘地区行政センターと「西湘災害ボランティアネットワーク」との協議により定めたものである。

また、中部圏の東海4県1市（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市）では、量的な整備レベルに差異はあるもののすべての県市において広域防災拠点が整備されている。

静岡県における広域防災拠点整備に関する課題は、防災拠点ヘリポートを含むヘリポートに関して病院、防災港湾・緊急物資集積所への交通路の確保対策と燃料確保対策が挙げられている。



参考) 静岡県の防災施設

静岡県地震防災センター（静岡市駒形通5丁目9番1号）

<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/center/index.htm>

(1) 平常時

- 住民の地震防災に関する知識、対策の啓発
- 自主防災活動の活性化
- 県、市町村、防災関係機関等の各職員に対する教育啓発
- 地震対策上の資料の体系的集積化と県民の利用促進

(2) 災害時

- 後方支援基地（他県よりの支援要員の宿泊等）

また山梨県では、

山梨県立防災安全センター（山梨県中巨摩郡田富町今福 9 9 1）

において、地震体験、応急手当、119通報訓練、各種防災知識、情報提供が行われている。

また、地域防災計画によると、下記に示す様な甲府市を中心に、広域避難地となる防災公園はあるが、S.K.Y.広域圏内には位置付けられていない。

広域避難地となる防災公園（山梨県地域防災計画）

市町村名	施設名	所在地	避難地面積	公園種別
甲府市	緑ヶ丘スポーツ公園	甲府市緑町 2-8-2	57,450 m ²	運動
甲府市	小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町 840	316,653 m ²	運動
甲府市	荒川緑地	荒川 2 丁目・高畑 1 丁目 高畑三丁目・伊勢 1 丁目	461,400 m ²	都緑
櫛形町	櫛形総合公園	櫛形町桃園 1600	115,000 m ²	総合

(3) 避難路・避難地のあり方(ネットワークと配置)

新潟県中越地震では、各地で道路が寸断され、集落が孤立し、山古志村では村民をヘリで救出したといった事態が見られた。また、谷間集落の自然ダム化等、降雨による2次災害への対応の重要性も指摘された。

S.K.Y.広域圏では、緊急輸送路や避難路が指定されているものの、観光客等による渋滞により非常時の機能に不安が指摘されるとともに、土地の起伏も激しいため、防災拠点やヘリポートの重要性が指摘されるとともに、二次災害防止への対応も重要といえる。

平成16年6月「社会資本の整備に関する世論調査」によると、前回の調査結果と比較し「避難地(場所)又は避難経路を知らない(18.4% 23.1%)と答えた者の割合が上昇しており、国民的意識の低下が見られる。全国及び各国からの来訪客を有するS.K.Y.広域圏では、地域生活者とともに来訪者への危機意識の醸成や防災情報の明確化が必要といる。また、2004年の浅間山噴火の際に、住宅地から離れた閑静な別荘地区では、防災無線などが十分でなく、自治体からの避難情報が十分に伝わらないなどの苦情が相次ぎ、自治体などが防災体制の見直しを進めている(2004.9.16読売新聞)との指摘もあり、S.K.Y.広域圏においても非常に多い半定住者も含めた地域の共助体制づくりが重要な課題といえる。

こういった背景を踏まえ、S.K.Y.広域圏における、各ケーススタディ地域評価(課題)図～観光及び生活拠点における危険箇所～について、市街地や別荘地、観光関連拠点の動向の分布に概略の危険度分布を重ね合わせ、圏域の状況把握を行った。(内容については本調査報告書の「3.防災意識の普及・啓発に関する調査」参照)

また、避難路・避難地のあり方(ネットワークと配置)として、

S.K.Y.広域圏の骨格構造概念図

～「道の駅」「街の駅」「海の駅」地域防災拠点ネットワーク構造の構築～

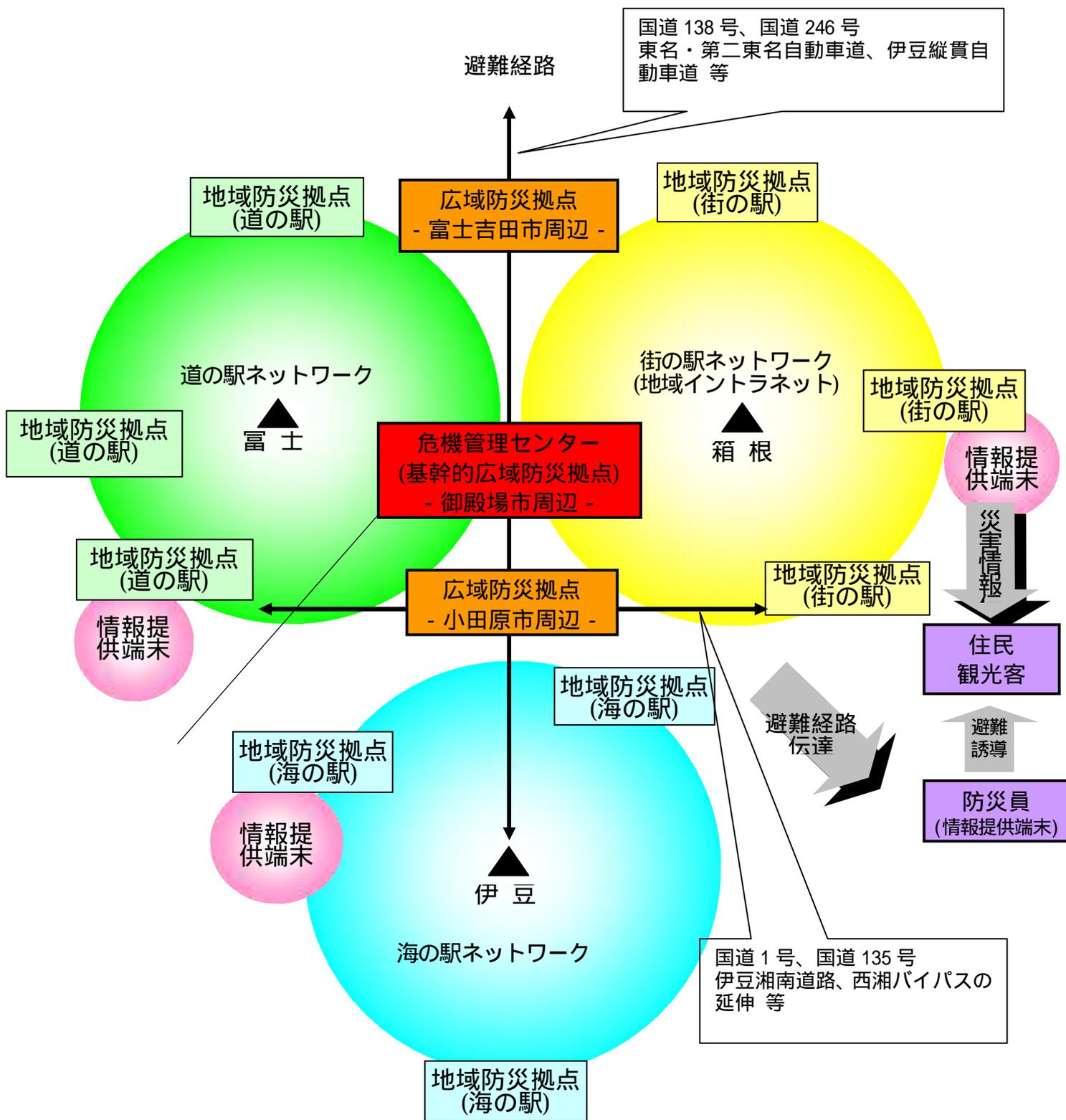
をひとつのモデルとして示し、「道の駅」「街の駅」「海の駅」の施設イメージの検討を行ったとともに、

観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造

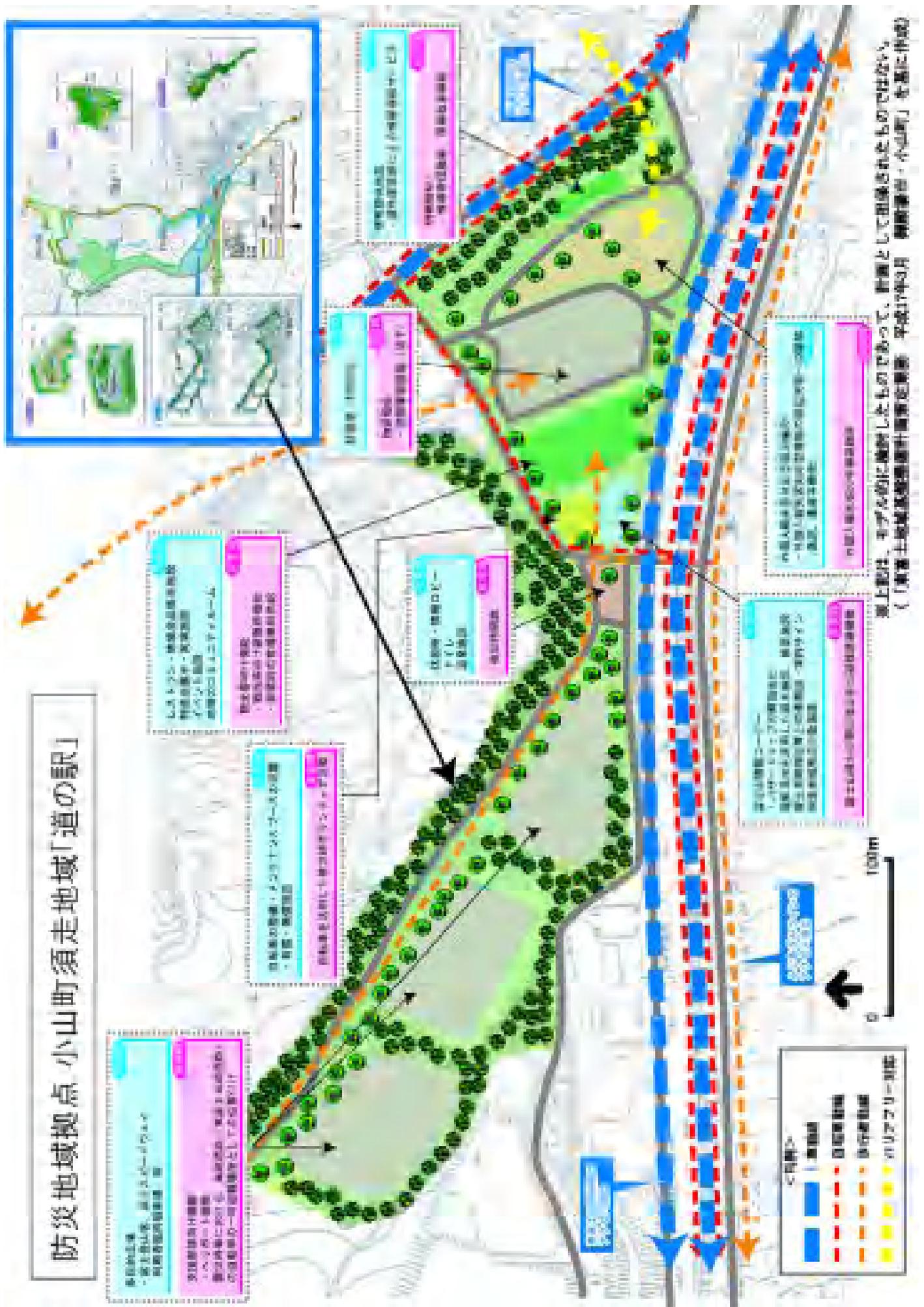
の検討を行った

・ S . K . Y . 広域圏 の骨格構造概念図

「道の駅」「街の駅」「海の駅」地域防災拠点ネットワーク構造の構築



防災地域拠点 小山町須走地域「道の駅」



別上図は、モザイク的に検討したものであって、計画として採録されたものではない。
 (「東濃土地開発促進計画策定業務」平成17年3月 朝野建設・小山町) 策定に作成)

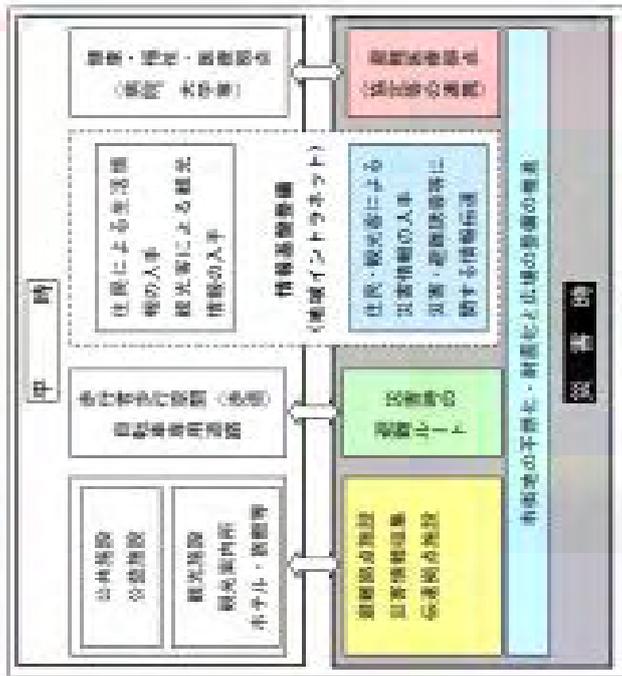
S.K.Y.広域圏「街の駅」整備構想（事例：富士河口湖町河口湖業務ゾーン）

「街の駅」コンセプト

本に甲山田間に整備されている「街の駅」を、主に通勤時間をターゲットとした地域交流拠点としてのみならず、今後は、地域活性化拠点としての役割も担っていく。これにより、「街の駅」は、都市地産連携とした、歩いて訪問でき、交流促進に貢献できるような拠点施設として位置付けるものである。

特に、駅周辺に隣接しては、自治体等に地域活性化計画等を策定し、まちづくりを推進しているが、「街の駅」に関しては、地域住民に親しまれて観光客も安心して利用できるような拠点施設を設けることが必要であり、その実現を図るための目的や整備計画も必要であるものとして位置付けていく。

「街の駅」の機能

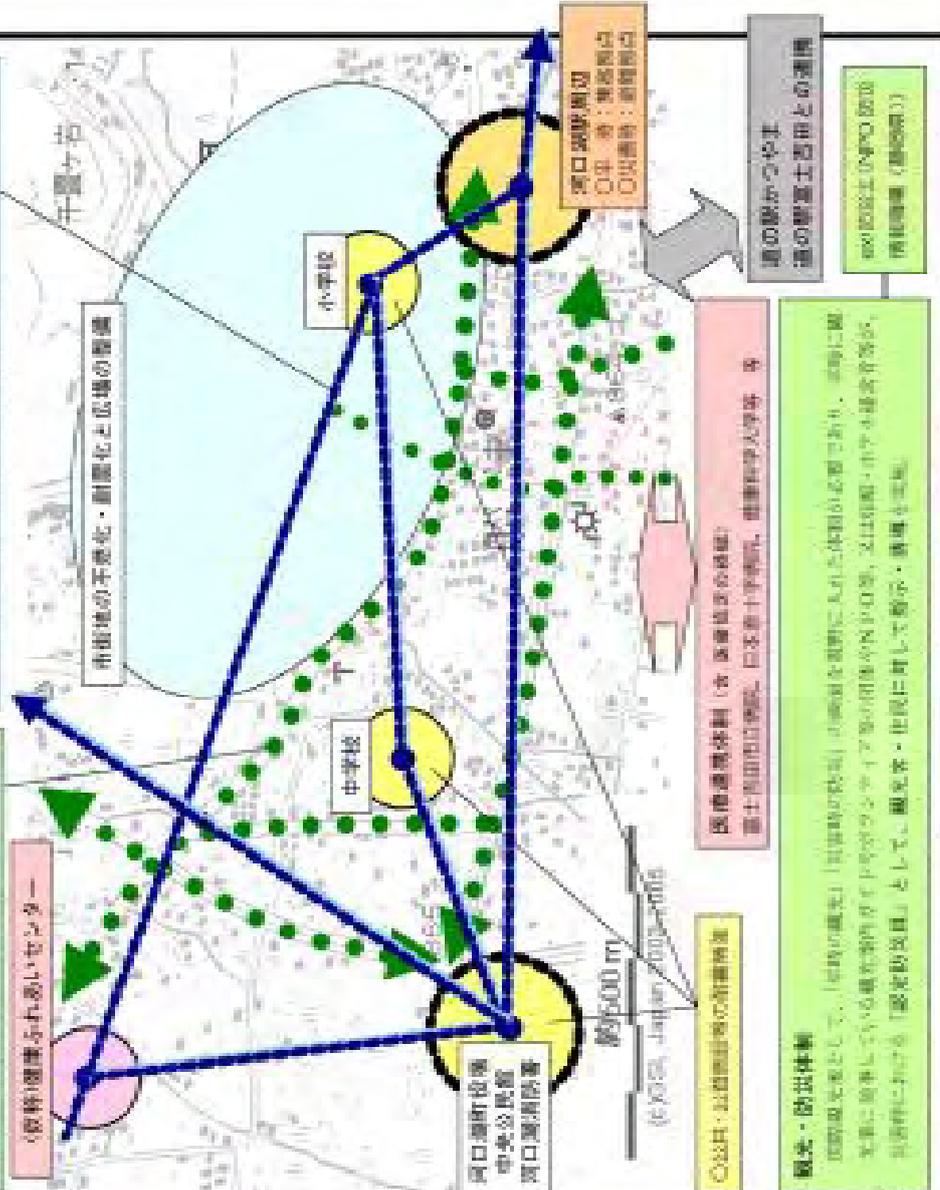


観光・防災体制（人的資源）の確保
 観光案内サイト・NPO等 連携 連携
 観光案内員認定（連携制）

「街の駅」整備構想イメージ図（事例：富士河口湖町河口湖業務ゾーン）

歩行者歩道空間・自転車歩行者空間の確保・強化
 安心かつ安全に移動できるように歩行者・歩行者空間の確保・強化とともに、歩道的ネットワーク、自転車歩行者空間としての自転車歩行者空間の確保・強化

地域インターネットの整備と活用
 町役場中心・中学校等のあり、公民施設、歩行者空間・自転車歩行者空間の整備とインターネットの活用・活用促進
 ○中 時：住民による生活情報の人手、観光客による観光情報の人手
 ○夜間時：住民・観光客による生活情報の人手



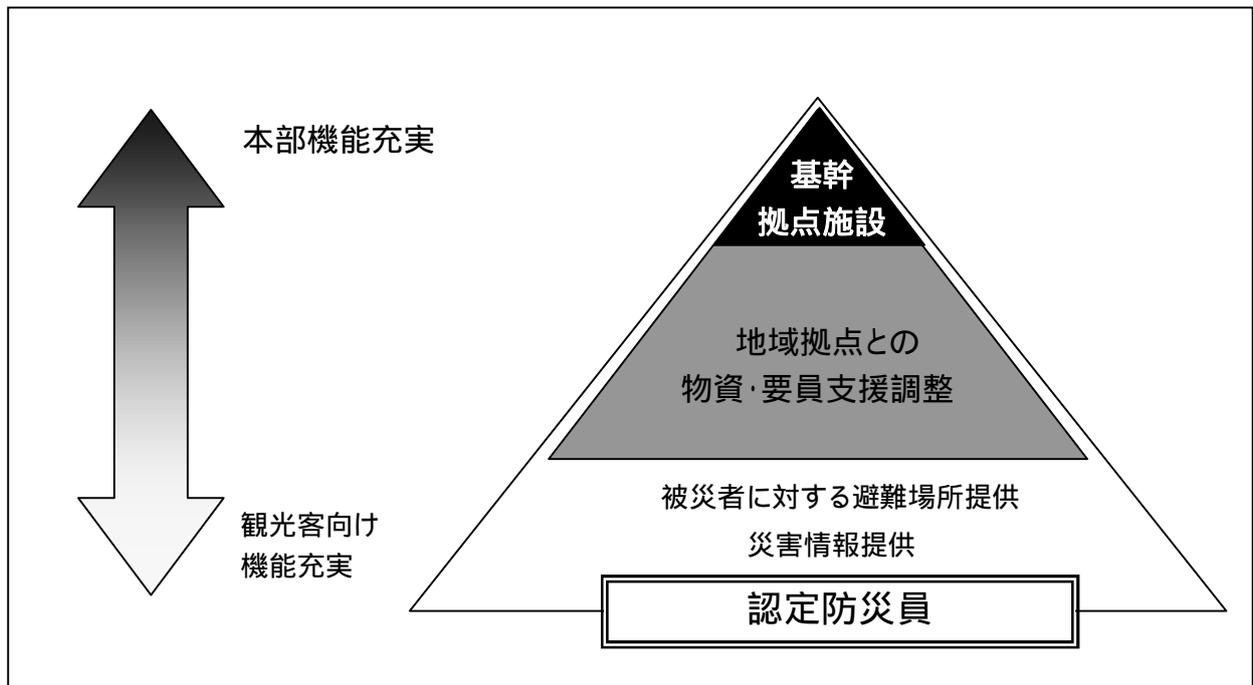
※上記は、イメージ的に検討したものであって、計画として把握されたものではありません。

観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造

観光と防災に係る広域連携・交流の拠点構造として、既存の神奈川県、静岡県、山梨県の既存の拠点とのネットワーク化を前提とし、S.K.Y.広域圏内に防災拠点を新たに設定を行う必要がある。

ア. 防災拠点の基本的考え方

広域防災拠点は、司令 / 調整 / 被災者対応の3種類の拠点として、以下様な整理が出来る。



NO	拠点種別	拠点数	位置付け
1	基幹拠点施設	1	S.K.Y.広域圏の司令本部機能を有し、広域災害の統括指揮を行う
2	広域拠点施設	2	基幹拠点を補完し、地域拠点との間で物流・支援要員調整を行う
3	地域拠点施設	多	避難してきた観光客の一次集合場所として利用する

イ.各ゾーンに必要な施設

S・K・Y・広域圏では、主に被災者の集約拠点（地域拠点）および圏外への脱出拠点（広域拠点）の2点が必要であると考え、前項のゾーニングと観光客分布をもとに観光客数が多く滞留する地域に広域拠点を配置し（山北ゾーンは観光客数が少ないため直接圏外へ脱出すると仮定）、地域拠点は災害発生時の主要避難路となる国道沿いの20km間隔（1）に存在する道の駅とすることが適当である。

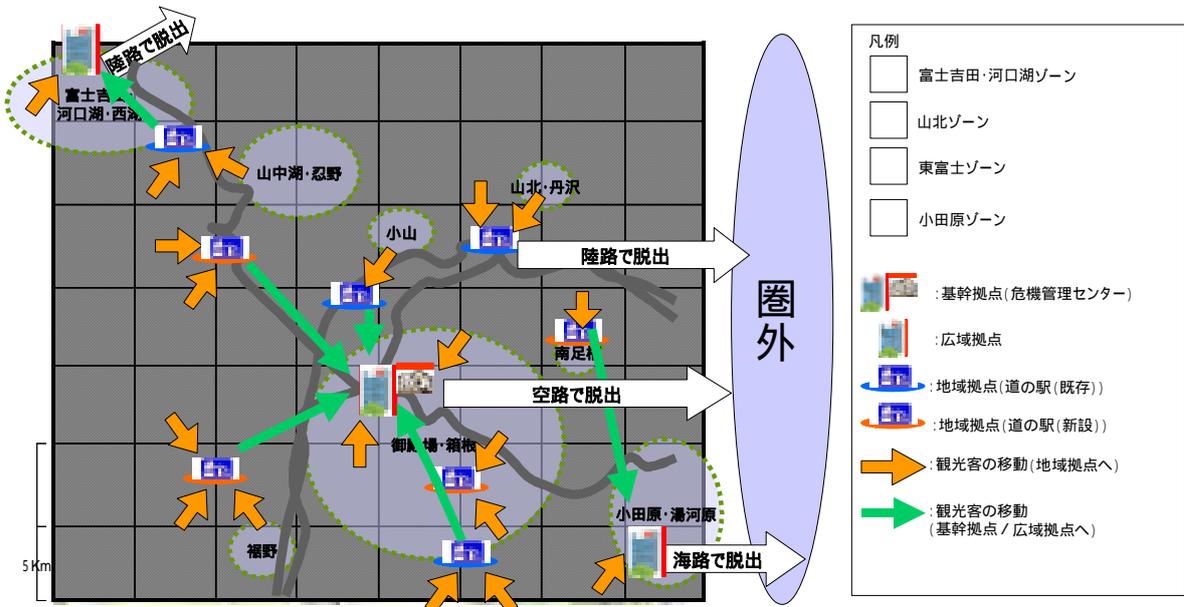
No	ゾーン名	エリア		収容施設
		名称	観光客数 (千人)	
1	富士吉田 ・河口湖	富士吉田・河口湖・西湖	32	・広域拠点(富士河口湖町) ・道の駅 かつやま(富士河口湖町) ・道の駅 富士吉田(富士吉田市)
2		山中湖・忍野	21	・道の駅(新設の地域拠点) 2
3	東富士	小山	11	・道の駅 須走 ・道の駅 ふじおやま
4		御殿場・箱根	115	・危機管理センター・国営広域防災公園(御殿場市) ・道の駅 箱根峠(箱根町) ・道の駅(新設の地域拠点) 2
5		裾野	9	・道の駅(新設の地域拠点) 2
6	山北	山北・丹沢	8	・道の駅 山北
7	小田原	南足柄	6	・道の駅(新設の地域拠点) 2
8		小田原・湯河原	39	・広域拠点(小田原市)

(1) 20km間隔：人間が一日に歩けると推定される距離（時速4kmで約5時間かかる）。

(2) 新設の地域拠点：20km間隔に道の駅が存在しないため、新たに道の駅を設置することが望ましい。

ウ．広域災害における避難イメージ

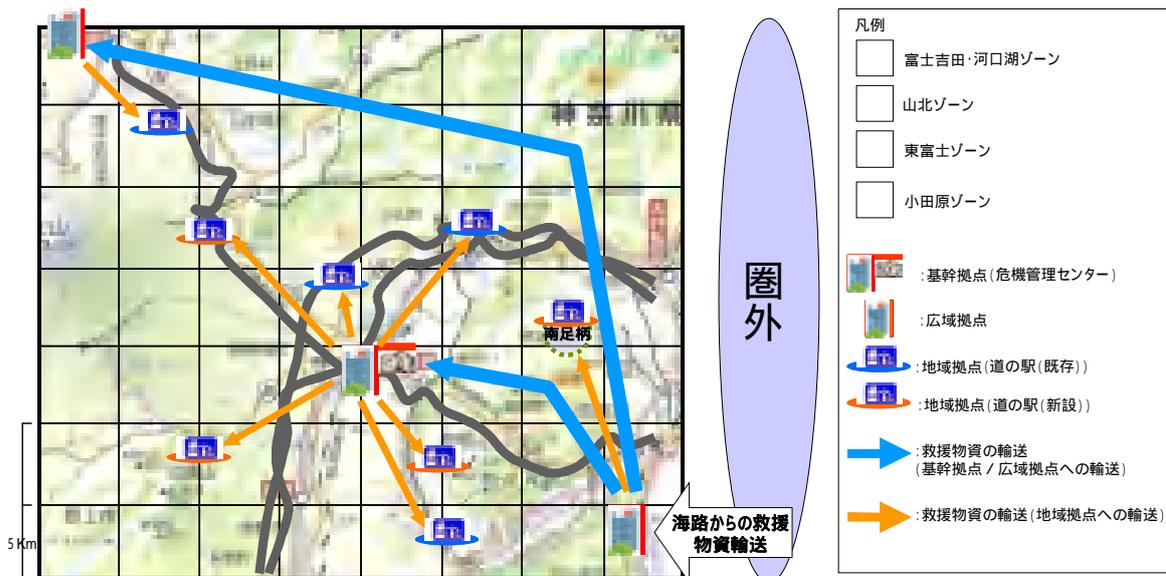
災害発生時、各地域に滞留する観光客は、はじめにゾーン内の地域拠点まで避難する。広域拠点での避難指示・食料等の支給を受け、基幹拠点 / 広域拠点へ移動した上で、陸海空路で圏外への脱出を行う。



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

エ．救援物資の輸送イメージ

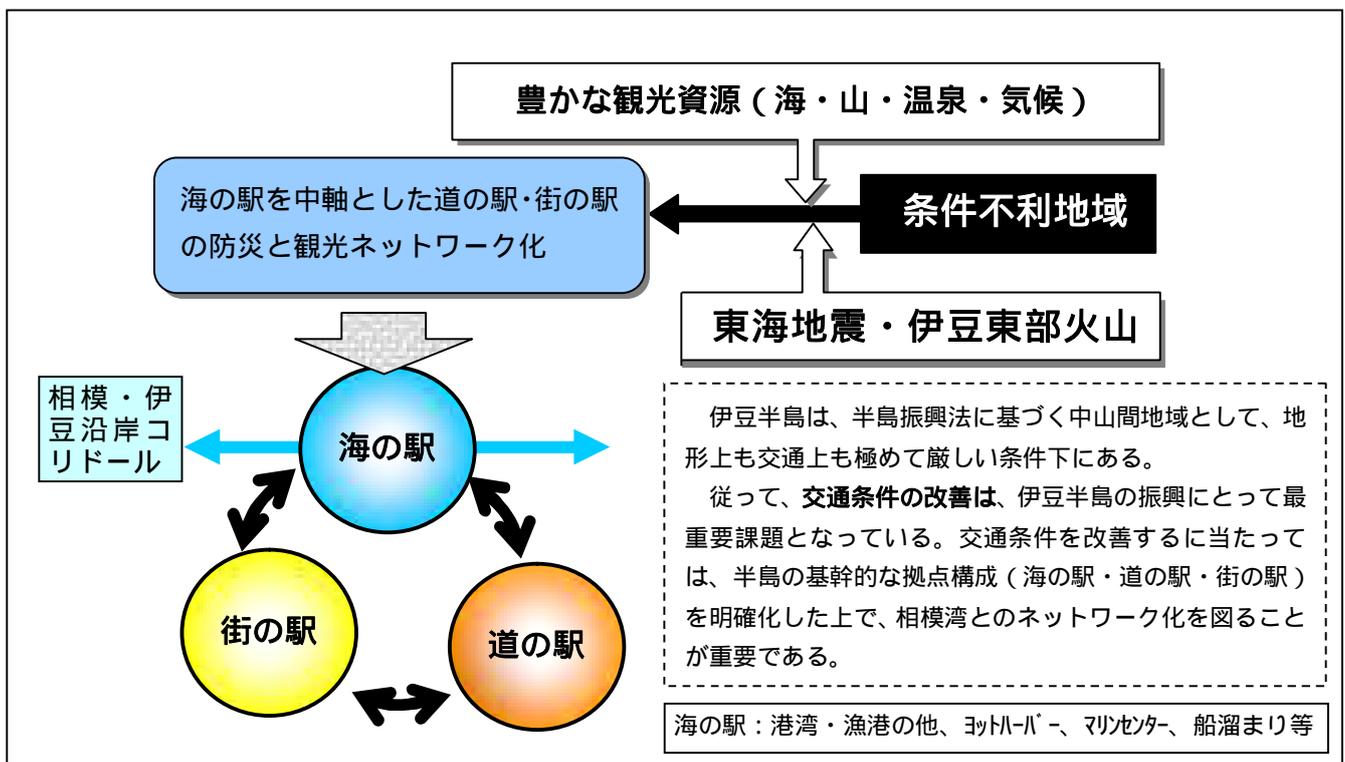
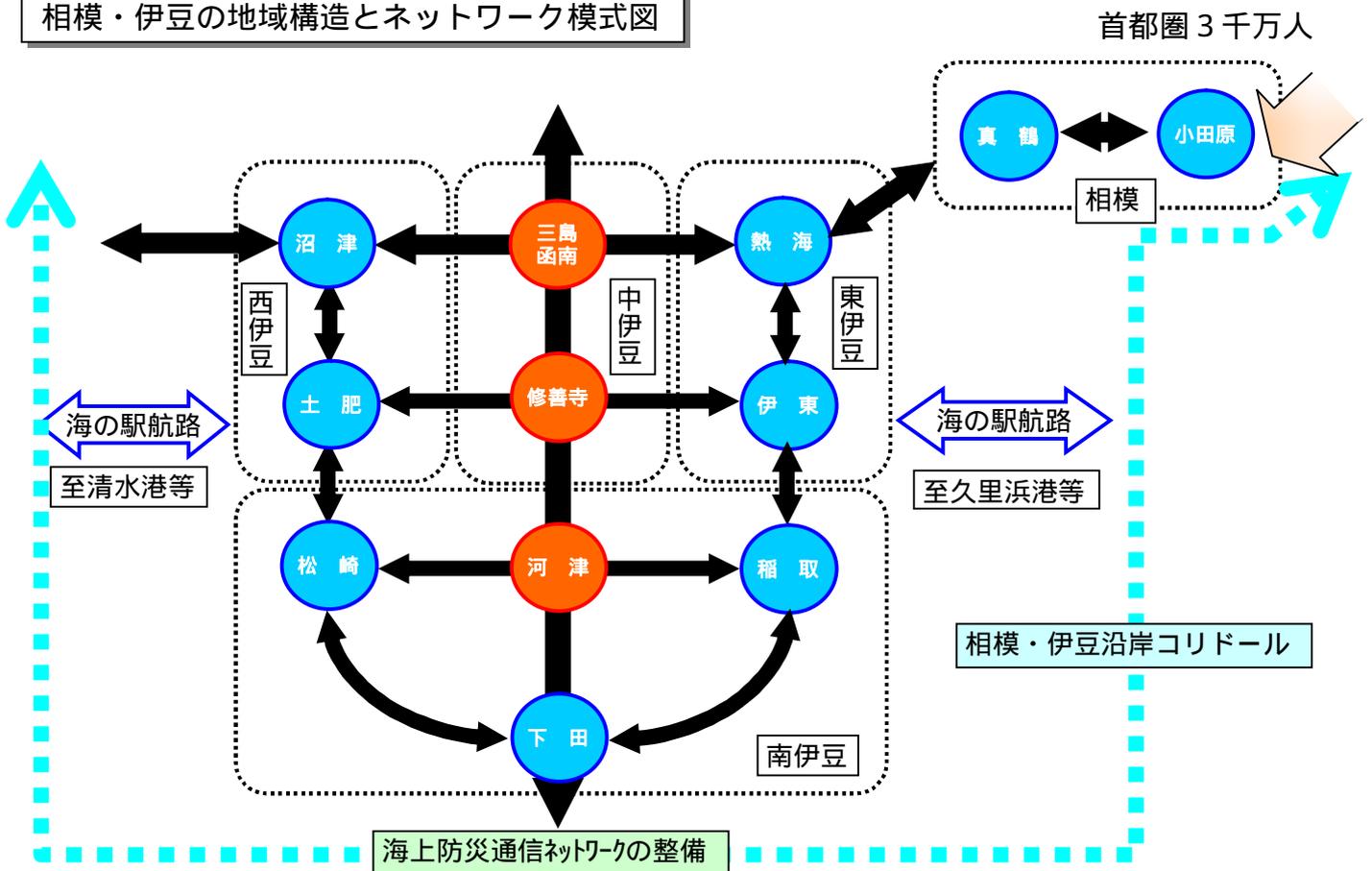
港から陸揚げされた救援物資の輸送は、各ゾーンの基幹拠点 / 広域拠点に一度集配し、再度各地域拠点への集配を行う。



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

オ．相模・伊豆沿岸コリドールインフラネットワークイメージ

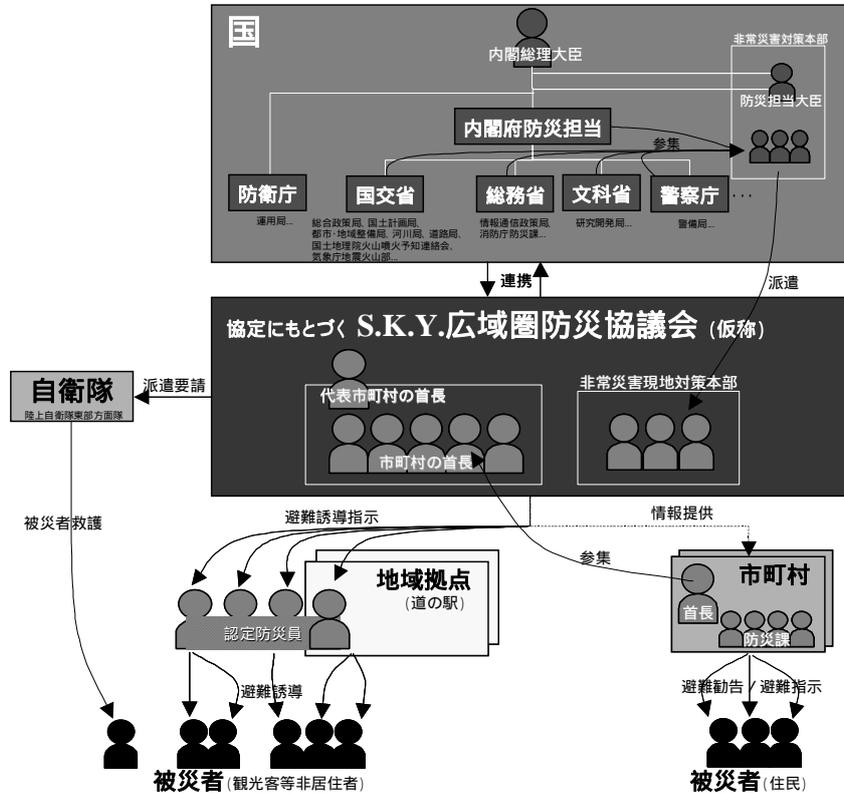
相模・伊豆の地域構造とネットワーク模式図



上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

カ.防災協定にもとづく指揮命令体制について

S.K.Y.広域圏防災協議会は、防災協定にもとづいて、被災地全体に関わる広域的な災害応急対策の総合調整を行う。



S.K.Y.広域圏防災協議会（仮称）:

S.K.Y.広域圏防災協定にもとづき、非常災害現地対策本部、圏域市町村の首長が参集し、被災地全体に関わる広域的な災害応急対策の総合調整を行う。

- ・ 災害情報、広域支援に関する情報の集約・分析・提供
- ・ 物資・人員の配分調整
- ・ 広域搬送手段の確保・配分調整 等

市町村: S.K.Y.広域圏防災協議会の決定にもとづき、避難勧告 / 避難指示を出して住民を避難させる。

認定防災員: S.K.Y.広域圏防災協議会の指示にもとづき、被災者を避難誘導する。

参考資料) S.K.Y.広域圏における地震想定及び対策

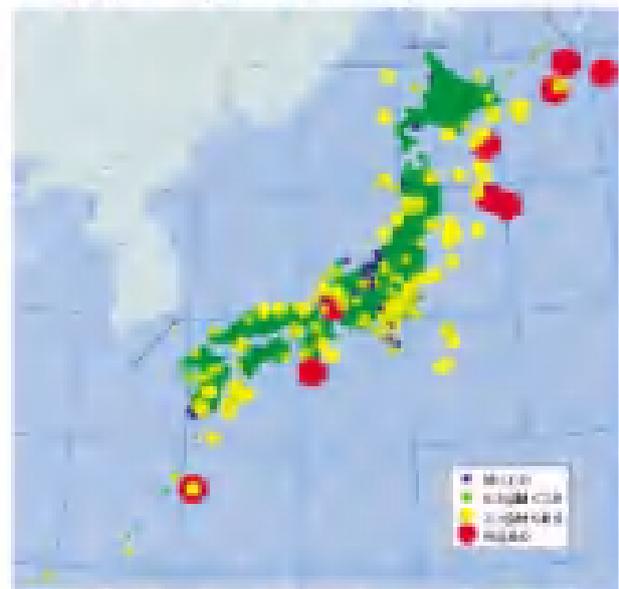
「出典：わが国の災害対策（内閣府）2002.3」

（1）震災対策の現状と今後の展開

わが国の地震防災対策については、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ同年7月に制定された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県知事による地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び同計画に基づく事業に係る国の財政上の特別措置により、地震防災施設等の整備が積極的に進められるなど、数々の施策が展開され成果をあげてきている。

しかし、甚大な被害が予想される南関東直下型地震、東海地震及び東南海・南海地震の発生の切迫性が危惧されるなか、建築物の耐震化を進めることや、震災時

被害のあった地震の震源分布（1980年以降）
Distribution of the Epicenters of Earthquakes Causing Damage (from 1980)



資料：国土地理院「国土地理院 平成14年」(2002)
Source: National Geographical Institute of Japan
"Kokurinryo 2002"; Ministry of Land, Infrastructure and Urban Planning

に具体的に動ける地震防災体制の確立が必要とされてる。実践的な危機管理体制を確立するためには、国及び地方公共団体の役割・

目標の明確化と効果的な連携体制の構築、広域的防災体制の確立、住民・企業・NPO等と行政との連携による地域の防災対策の推進、様々な主体が積極的に防災に参画する防災協働社会の実現などが必要といえる。

また、経済成長の鈍化や少子高齢化の進展など、近年の著しい社会情勢の変化に対応した新たな対策も求められている。このため、防災への市場原理の導入や、限られた予算の中でのハード・ソフト両面にわたるメリハリのある対策の推進など、効果的・効率的な防災対策の推進や、ITなど先端技術を活用した防災対策の推進なども図っていく必要がある。

(2) 観測体制

気象庁では、全国に設置された震度計や地震計により地震活動を監視しており、地震が発生するとただちに震源を推定し、津波予報や観測された震度などの地震情報を発表している。

また、地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部（文部科学省）により、関係行政機関及び大学等の協力のもと、地震に関する調査研究の推進や観測にあたっての調整が図られている。

さらに、科学技術・学術審議会測地学分科会（文部科学省の諮問機関）で建議された「地震予知のための新たな観測研究計画」に基づき、関係機関が地震予知のための研究を行っている他、地震予知連絡会（国土地理院長の私的諮問機関）において、関係機関の地震予知に関する学術的情報交換等が行われている。

(3) 東海地震対策

1854年に、南海トラフから駿河トラフまで破壊の及んだ安政東海地震が発生した。しかし、1944年の東南海地震では、駿河トラフ沿いが未破壊のまま取り残され、安政東海地震発生後約150年間の歪みが蓄積していることから、駿河トラフ沿いに大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられており、これが「東海地震」といわれている。

東海地震については、予知体制の整備が図られており、直前予知に有効と考えられる観測データをリアルタイム処理し、総合的に監視を行っている。

東海地震に係る地震防災対策強化地域
Areas to Strengthen Earthquake Disaster Management Measures Concerning the Tokai Earthquake



また、昭和53年6月に制定された「大規模地震対策特別措置法」に基づき指定されている「地震防災対策強化地域」(8都県263市町村)においては、地震予知のための観測・測定の強化が行われるとともに、中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成、指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成、民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成により、予知を前提とした避難・警戒体制の構築を図っている。

さらに、昭和55年5月に制定された「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地震財特法)」に基づき、避難地、避難路等の整備を推進するとともに、税制上の特例により動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進している。

東海地震に係る地震防災対策強化地域市町村数
Number of Municipalities Strengthening Earthquake Disaster Management Measures Concerning the Tokai Earthquake

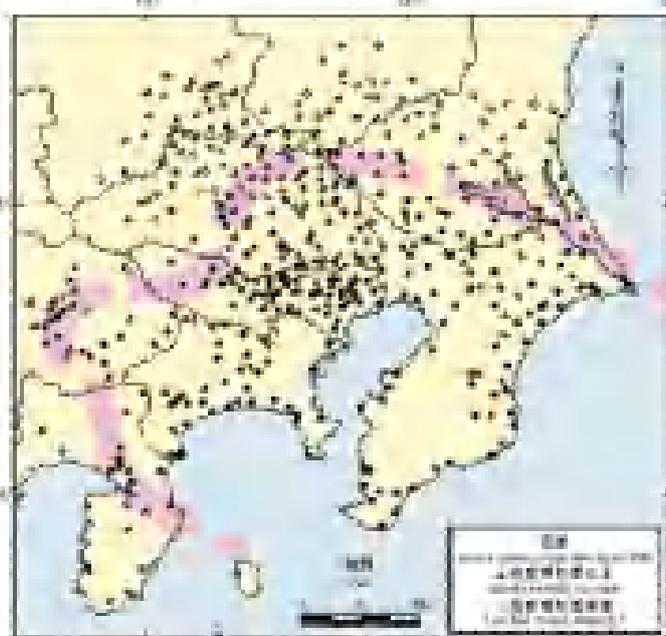
都道府県 Prefecture	市町村数 Number of Municipalities
神奈川県 Kanagawa Pref.	14
静岡県 Shizuoka Pref.	14
愛知県 Aichi Pref.	14
岐阜県 Gifu Pref.	14
長野県 Nagano Pref.	14
山梨県 Yamanashi Pref.	14
東京都 Tokyo Met.	14
計 Total	112

(4) 南関東地域の地震対策

わが国の政治・行政の中核機能や経済産業活動が集中している南関東地域直下において、マグニチュード7クラスの地震発生の切迫性が指摘されている。

南関東地域における地震対策として、中央防災会議は、昭和63年12月に「南関東地域震災応急対策活動要領」を、平成4年8月に「南関東地域直下の震災対策に関する大綱」を決定している。これらは、阪神・淡路大震災の教訓や中央防災会議大都市震災対策専門委員会提言を踏まえて、平成10年6月に改定された。これらに基づき、防災関係機関は南関東地域における各種の対策を実施している。

南関東地域直下の地震により発生し得る被害を減らす
おそれのある地域の振興
The Risk of Damage due to Earthquake Caused by the
The Region Concerning Threat by Earthquake in Southern Kanto Region



(5) 東南海、南海地震対策等

プレート境界型地震である東南海、南海地震については、歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8程度の地震が発生しており、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生している。このことから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがあるとされており、今後、事前の対策を着実に進めておくことが必要といえる。



東南海、南海地震の想定震源域の概念図
Probable Seismic Region of the Tokai-Nankai and Nankai Earthquakes

一方、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成10年に「大都市震災対策専門委員会」から大都市の震災対策についての提言が中央防災会議になされ、南関東地域、近畿圏、中部圏についての大都市震災防災対策の改善が指摘された。近畿圏、中部圏に関しては、東南海、南海地震だけではなく、直下型の地震に対する対策も含め、速やかに防災対策の確立を図る必要がある。

そこで、平成13年10月、中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」が発足し、対象とする地震、地震動、津波波高予測、被害予測、地震防災対策のあり方について検討が進められている。

出典：http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/oldrelease/199908/jisin_g12-15.pdf

(6)神奈川県西部地震

- 震度** 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町を中心に震度 6 強以上の揺れが想定。また、県西部（平塚市、伊勢原市以西）でも震度 6 弱が想定され、県西部の山地や相模川以東では震度 5 以下の揺れが想定。
- 被害** 県西部に集中し、県東部では被害がほとんど発生しないと想定。
- 液状化** 酒匂川、相模川の流域で液状化発生の可能性が高いと想定。
- 建物** 木造建築物の大破率は、県内平均で約 1.6%と想定され、小田原市では約 13%、真鶴町、湯河原町では約 26～32%と想定す。このほか、比較的被害が大きいのは、秦野市、南足柄市、中井町、大井町、松田町と想定。
- 津波** 相模湾の西部では地震発生直後に、三浦半島や湘南地域で 10～20 分後に第 1 波の到達が想定。海岸では、津波警報の発表が間に合わず、季節によっては、多数の遭難者が想定。津波の高さは、最大で、真鶴半島付近と三浦半島南西岸付近で 3～4 m 程度、その他相模川河口で約 3 m、相模湾で平均 2 m 程度の津波が想定され、浸水想定地域として、湯河原町、真鶴町、湘南地域、横須賀三浦地域が想定。
- 崖崩れ** 県内で約 990 箇所発生すると想定され、崖崩れによる建物被害は、約 180 棟と想定。
- 火災** 全県で約 120 件発生すると想定され、うち約 40 件が延焼火災となることが想定。延焼火災の被害が大きいのは、小田原市、秦野市、湯河原町が想定。
- 救出** 建物倒壊、崖崩れ等から救出を要する現場の数は、全県で約 12,000 箇所発生することが想定され、特に、消防、警察、自衛隊の部隊が対応する必要がある現場の数は、約 2,300 箇所と想定。
- 人的被害** 全県で約 600 名の死者、約 5,100 名の負傷者の発生が想定。負傷者のうち緊急手術や入院加療を要する重症者は、約 670 名と想定。
- 避難** 避難所への避難者は、全県で発生して、約 41,000 人が想定。
また、通勤、通学、買い物客等の帰宅困難者は、約 16,000 人と想定。なお、観光客の帰宅困難者は、最大約 127,000 人が発生することが想定。
- 物資** 飲料水、食糧は、備蓄により発災当初から数日間は、確保出来ると想定されるが、生活必需物資は、2 日目以降不足気味になると想定。
- 災害弱者** 被災する災害弱者は、全県で約 14,000 人が想定。
- 道路** 道路のうち緊急輸送路については、小田原市周辺で通行止めとなる箇所が発生するほか、多くの路線において崖崩れによる通行止めの箇所が発生し、西湘地域に孤立地区が発生することが想定。

参考資料) S.K.Y. 広域圏における火山想定及び対策

出典：気象庁地震火山部 火山監視・情報センター（東京 VOIC）

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/volcanotk01.html>

	英語表記	火山活動度 ランク	最新の 噴火年	常時観 測対象火 山	火山周 辺の 都道府 県	緯度 (度)	経度 (度)	標高 (m)
富士山	Fujisan	B	1707年		山梨 県・静岡 県	35.36	138.73	3776
箱根山	Hakoneyama	B	噴火記 録なし		神奈川 県	35.23	139.02	1438
伊豆東部 火山群	Izu-Tobu Volcanoes	B	1989年		静岡県	34.90	139.10	580

火山活動度ランク

活火山の活動度による分類（ランク分け）。全国 108 の活火山を過去 100 年及び過去 1 万年の活動度に基づき、活動度の高い順に A、B、C の 3 つのランクに分類したもの。ただし、海底火山と北方領土の火山については、データが不足しているため分類の対象外。

なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。（日本活火山総覧（第 2 版）（気象庁編，1996）及びその後の火山観測成果等による。）

< 火山の現状 >

(1) 富士山

小御岳・古富士の両火山上に生成した成層火山。日本の最高峰で体積約 400km³ の大きな火山。基底は直径 50km。主に玄武岩(SiO₂ 49～55%)からなるが、1707 年にはデイサイト・安山岩(SiO₂ 64～68%)の軽石・スコリアも噴出。寄生火山が約 100 個ある。標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しい（大沢くずれ）。1707 年 12 月 16 日（宝永 4 年）噴火（南東山腹）：噴火前日から地震群発。



(2)箱根山

三重式火山。第1外輪山（古期外輪山）は玄武岩～安山岩の成層火山で、カルデラはおよそ東西8km、南北12km。第2外輪山（新期外輪山）は安山岩・デイサイトの楕状火山。中央火口丘群は安山岩(SiO_2 54～59%)で、主峰の神山は成層火山、駒ヶ岳などの6丘は溶岩円頂丘。噴火記録はないが神山・駒ヶ岳の山腹数か所に硫気地帯があり、時にはそれが活発化したり、崩壊・土石流を起こす。また、しばしば地震が群発する。神山の最後の噴火（約3000年前）では、現在の大涌谷近くで水蒸気爆発と火砕流の噴出があり、水蒸気爆発によって山体北西部が崩壊し、発生した岩屑なだれ堆積物により芦ノ湖が生成した。



(3)伊豆東部火山群

伊豆半島東部地域に密集する玄武岩～デイサイト質の多数の碎屑丘・溶岩流・溶岩円頂丘・火砕流台地・円型凹地およびこれらの東方海域に密集する多数の海底火山からなる火山群である。玄武岩質火山のうち最大のものは大室山で、デイサイト質火山のうち最大のものはカワゴ平である。海底火山群については火山数、岩石の種類、活動年代等不明なことが多い。



この地域では過去たびたび地震が群発し、1989年7月には、群発地震とともに伊東市沖の手石海丘で有史以来初めての噴火があった。

<火山災害対策>

(1) 観測体制

火山の噴火により、溶岩流、火砕流、降灰、泥流等のさまざまな現象が発生し、大きな被害をもたらすことがある。そこで、火山の活動状況を把握するため、周辺に地震計、GPS等の機器を設置し、地震活動や地殻変動等の観測が行われている。

気象庁ではこれを監視し、異常が認められれば、注意や警戒を促す情報を発表している。火山噴火予知連絡会（気象庁に設置）においては、火山の活動状況についての総合的判断等を行っている。

また、科学技術・学術審議会測地学分科会（文部科学省の諮問機関）で建議された「第6次火山噴火予知計画（平成11～15年度）」に基づき、関係機関で火山噴火予知の観測研究が実施されている。

(2) 活動火山対策特別措置法に基づく対策

活動火山対策特別措置法（「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律（昭和48年7月制定）」を昭和53年4月に改正）に基づき、避難施設緊急整備地域の指定に基づく施設整備、防災営農施設の整備、降灰防除地域指定に基づく施設整備、降灰除去事業、治山・砂防事業の推進、等の対策がとられている。平成13年3月までに、桜島、阿蘇山、有珠山、伊豆大島、十勝岳及び雲仙岳の周辺地域が避難施設緊急整備地域の指定を受け避難施設を整備するなどの対策が実施されている。

(3) 火山ハザードマップ（防災マップ）の作成

火山ハザードマップは噴火等による影響の及ぶ範囲や避難施設等を地図上に示したもので、火山防災対策の基礎となるもの。平成12年有珠山噴火災害の際にはハザードマップが事前に住民に周知されていたことなどから、避難が的確に行われ、死傷者がなかった。このことからハザードマップへの関心が高まり、平成14年3月現在、主要な24火山で作成されているほか、未作成の火山でも作成が進められている。富士山では、地元都県や市町村及び国の関係機関が富士山火山防災協議会を設立し、ハザードマップの作成をはじめ火山防災対策の推進が図られている。

火山は周辺に温泉や美しい風景などの恵みも与えています。このことから「火山との共生」を図ることが大切であり、ハザードマップはその役割を担っている。

< 富士山火山防災協議会について（規約より抜粋） >

（１）目的

本協議会は、富士山で仮に被害を伴うような火山活動が発生した場合等にもできるだけ被害を少なくするため、関係する国、県、市町村等の防災機関が的確に事前の防災対策や緊急時の防災活動等を行えるよう、また住民等が的確な安全確保のための対策や行動がとれるよう、火山と地域の共存について十分配慮しつつ、富士山が仮に噴火した場合等に想定される被害やその場合の防災対策等を踏まえた火山防災マップを作成する等、富士山に係る火山防災対策の推進を図ることを目的とする。

（２）会の構成

本協議会は、富士山の火山防災に関係する、以下の都県、市町村、国の防災関係機関により構成する。

東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、
小田原市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町
富士吉田市、上九一色村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村
富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町
内閣府（防災担当）、総務省（消防庁）、国土交通省（河川局、気象庁、関東地方整備局、中部地方整備局、東京管区气象台）

（３）会の事務

- １）富士山火山防災マップの作成
- ２）広域的な防災対策の検討
- ３）各種防災計画等への反映
- ４）富士山火山防災マップの周知等
- ５）その他、本協議会での検討過程で、本協議会で整理等することが必要とされた事項。

（４）事務局

本協議会の事務局を、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、内閣府、総務省、国土交通省に置く。

<富士山ハザードマップ検討委員会（富士山火山防災協議会内の委員会）報告概要>

（平成 16 年 6 月に報告書作成）委員長 荒牧重雄東京大学名誉教授

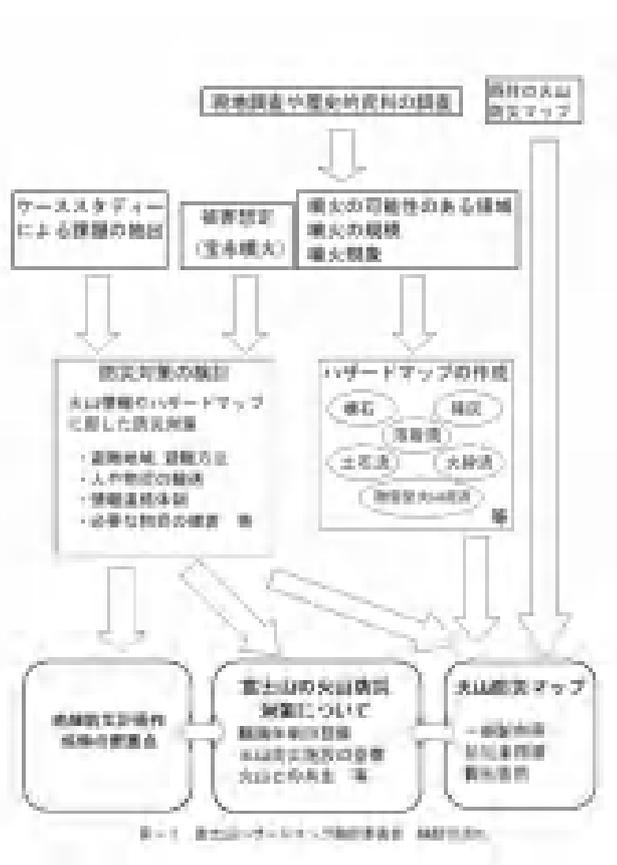
（1）検討の目的と経緯

富士山の火山防災対策は、観測体制の整備、予防対策、緊急時の応急対策計画、火山との共生についての配慮と推進方策を内容とする総合的な対策とする必要がある。これらの対策を具体的に検討・実施するためには、富士山が噴火した時に、いつ、どのような現象が、どの範囲まで到達するかを示した火山ハザードマップの作成が、最も基礎的な資料として不可欠であり、同ハザードマップに基づき各種防災情報を記載した火山防災マップを作成することが、当委員会が主に取り組むべき課題であった。

当委員会ではこれらの検討を集中的かつ効果的に進めるため、基図部会と活用部会を設置した。

基図部会では、火山学等の知見に基づき富士山の火山としての性状をよりの確に把握するための調査・分析と、火山噴火や土砂災害等の影響範囲や程度の検討を行った。

活用部会では、基図部会の検討を基に、住民や行政機関が使用する火山防災マップの作成、降灰による被害想定、ケーススタディによる課題の抽出と対応方針についての検討を行い、併せて富士山の火山防災対策及び富士山火山防災対策を踏まえた地域防災計画作成のための留意点についての検討を行った(図 - 1)。



(2) ハザードマップ例

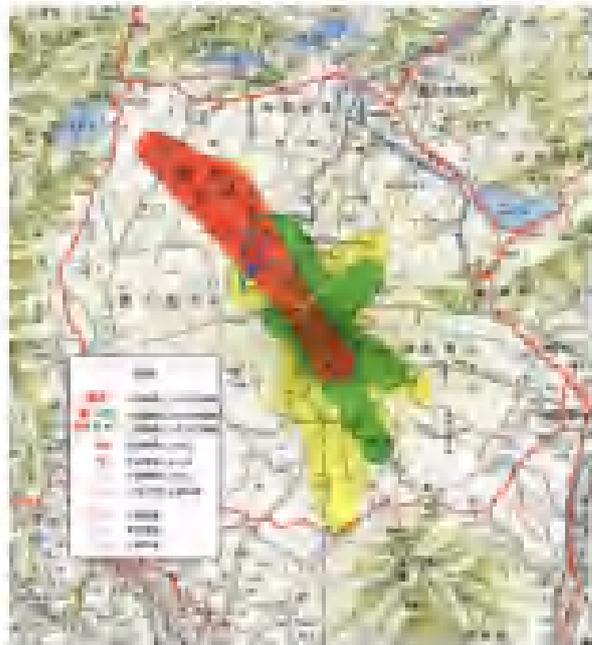


図-1 黒石町の防災対策図

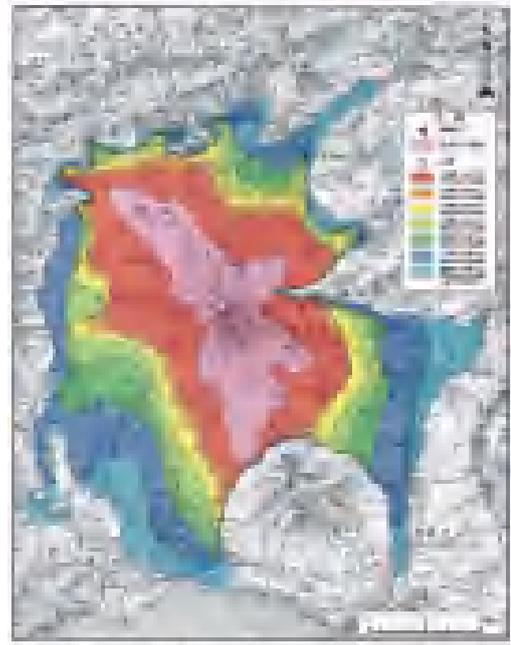


図-2 黒石町の防災対策図

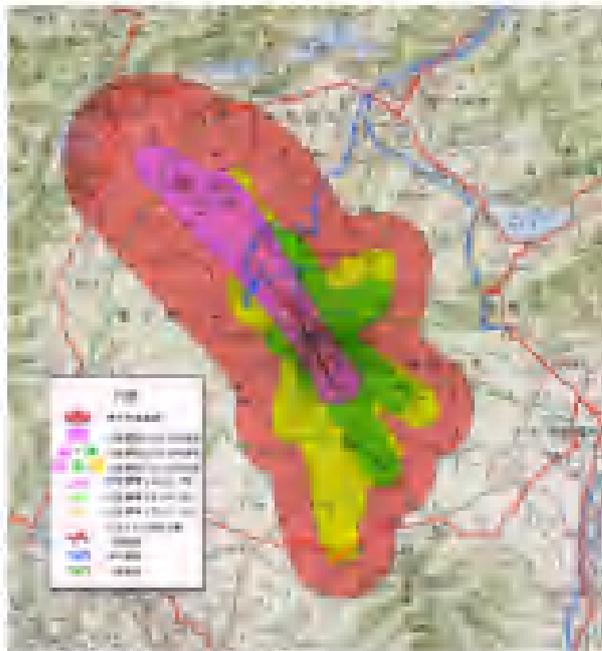


図-3 黒石町の防災対策図

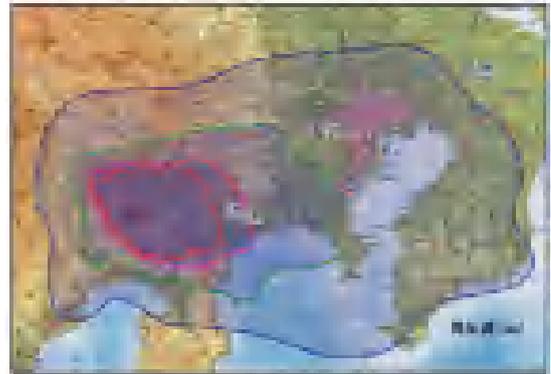


図-4 黒石町の防災対策図

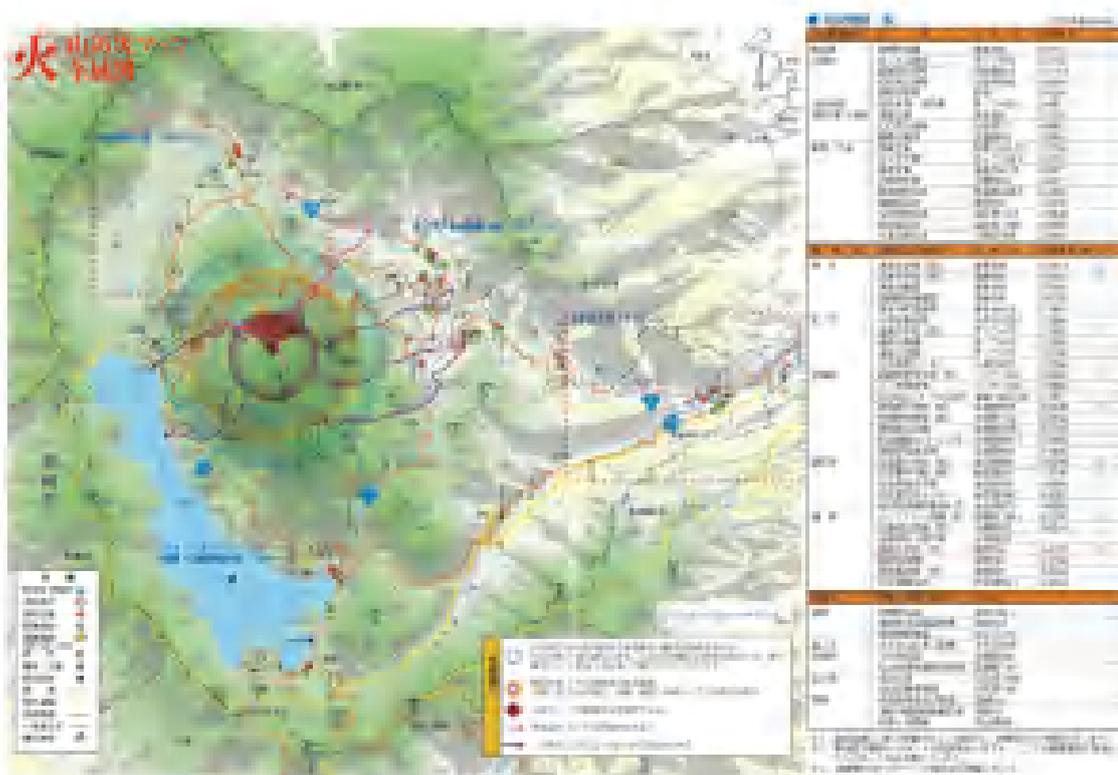


図-5 黒石町の防災対策図

<自治体のハザードマップの例>

箱根町火山防災マップ（平成 16 年 3 月）

富士山以外での噴火想定としては、箱根町での火山防災マップの策定が行われている。



<富士山火山広域防災検討会について>

富士山ハザードマップ検討委員会の結果を踏まえ、富士山火山広域防災検討会が現在進められており、第2回審議会（H17.3.7）の資料として富士山火山広域防災対策（案）についてが検討がなされている。

具体的に、現地体制として、合同現地対策本部の設置場所（候補施設）について、県、市町村と調整の上、合同現地本部の設置について、あらかじめ数箇所（山梨県側・静岡県側）の候補施設を選定する内容が明記されている。

参考資料) 広域防災活動に関連する県別消防防災力等の現状

	全国	神奈川県	静岡県	山梨県
1万世帯あたりの消防職員数	32	26	32	34
1万世帯あたりの消防団員数	194	56	177	555
自主防災組織の組織率	59.7	81.2	97.9	96.6
市区町村の相互応援協定締結率	70.1	89.2	100.0	62.5
消防水利充足率	78.6	94.0	72.7	65.0
消防用施設充足率	93.8	92.6	90.1	96.3
消防活動用道路要整備区域率	11.6	6.7	16.2	5.1
人口1万人当たり備蓄倉庫整備面積 (㎡/万人)	63.6	78.7	111.5	81.0
広域防災拠点整備率100.0	44.7	75.0	100.0	12.5
ヘリポート整備率	75.1	77.9	45.3	91.9
緊急輸送道路要対策箇所整備率	33.9	21.4	12.7	3.1
一人当たりの都市公園面積 (㎡)	8.1	4.3	6.1	6.0
圏域内の他都県への従業・通学者数		1,099,810	11,148	17,663
常住都県人口		8,489,974	3,767,393	888,172
圏域内の他都県への従業・通学者数の常住都県人口に 対する比率(%)		13.0	0.3	2.0

各県データは県内全域のもの(「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会」
報告書(平成15年3月)総務省消防庁)をもとに、山梨県のデータを加筆し作成)

< 広域防災活動に関連する消防防災力等の現状データの出典 >

- ・ 1 万世帯あたりの消防職員数、管内 1 万世帯あたりの消防職員数（消防庁ヒアリング（資料編）平成 14 年 5 月 地方分権改革会議および地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課）
- ・ 1 万世帯あたりの消防団員数、管内 1 万世帯あたりの消防団員数（消防庁ヒアリング（資料編）平成 14 年 5 月 地方分権改革会議および地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課）
- ・ 自主防災組織の組織率、組織されている地域の世帯数 / 管内世帯数（地方防災行政の現況 平成 14 年 5 月 総務省消防庁防災課）
- ・ 市区町村の相互応援協定締結率、市区町村間の相互応援協定締結市区町村数 / 市区町村数（消防庁ヒアリング（資料編）平成 14 年 5 月 地方分権改革会議）
- ・ 消防水利充足率
消防水利：消防に必要な水利施設及び消防水利（消火栓、防火水槽、井戸等）として指定されたもの
消防水利充足率：消防水利の基準数（消防庁告示：消防用ホースの延長距離によって消防隊の有効活動範囲を作成することにより設定）に対する、整備された水利施設数の割合（平成 12 年 4 月 1 日現在：地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府）
- ・ 消防用施設充足率（消防用施設：消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防車、救急自動車、救助工作車）
消防用施設充足率：消防用施設の基準数（人口や風速によって算出）に対する整備された施設数の割合集計値（47 都道府県）（平成 12 年 4 月 1 日現在；地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府）
- ・ 消防活動用道路、要整備区域率、消防活動用道路：幅員 6m 以上の道路 建設省告示第 1029 号 平成 8 年、消防活動用道路要整備区域率：人口集中地区における幅員 6m 以上の道路から概ね 140m 以遠の区域面積の割合（平成 14 年 3 月現在において、避難路が整備済み又は整備中である区域以外の面積地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）；内閣府）
- ・ 人口 1 万人当たり備蓄倉庫整備面積（ m^2 / 万人）備蓄倉庫：都道府県市区町村、地方公共団体が新たに設置した備蓄倉庫及び既存建物施設の一部を利用した備蓄倉庫、学校備蓄室等を含む人口 1 万人当たり備蓄倉庫整備面積：市町村人口に対する備蓄倉庫の整備割合（平成 13 年 4 月 1 日現在の「消防防災震災対策現況調査（消防庁調べ）より転記：地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府」
- ・ 広域防災拠点整備率（広域圏ベース）対象施設：総合管理機能・防災教育機能・備蓄機能をすべて備えた総合的な広域防災拠点施設・・・広域防災拠点施設整備率：都道府県広域圏における総合的な地域防災拠点施設が整備されている広域圏数の割合（平成 14 年 3 月現在における整備済みと整備中の施設の合計値：地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府）
- ・ ヘリポート整備率
防災拠点におけるヘリポート：防災拠点におけるヘリポート及び臨時発着場のヘリポートを含む防災拠点におけるヘリポート整備率：地域防災計画に定められた地方公共団体庁舎、災害拠点病院及び緊急輸送拠点等の施設数に対する整備済み及び整備中の全ヘリポート数（平成 14 年 3 月現在における整備済みと整備中の施設の合計値：地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府）
- ・ 緊急輸送道路、要対策箇所整備率・・・緊急輸送路：地域防災計画において指定された緊急輸送路、緊急輸送路整備率：緊急輸送路における道路防災総点検（H8）による要対策箇所に対する整備・改良済み箇所数の割合、要対策箇所：橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘削道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッド（平成 14 年 3 月現在における整備済みと整備中の施設の合計値：地震防災施設の現状に関する全国調査（最終報告）：内閣府）
- ・ 一人当たりの都市公園面積（ m^2 ）
都市公園（都市計画区域内の設置された小規模児童公園、児童公園、運動公園、普通公園、河川敷緑地）の人口（都市計画人口）一人当たりの面積（国土交通省「都市公園等整備現況調査の結果について：平成 13 年 3 月 31 日」）
- ・ 圏域内の他都府県への従業・通学者数
従業・通学による流出人口（平成 12 年国勢調査 従業地・通学地集計（常住地による男女別 15 歳以上の就業者及び通学者数）より加工して作成）

参考) 風評被害対策について

富士山噴火など、大規模な災害が発生した場合、対策本部が設置され、正確かつ迅速な災害情報の公開が求められる。公開された情報は、被災者の避難や救援活動などに、また復興支援に活用される。その反面、公開された情報によって、風評被害（根拠のはっきりしない噂や思いこみによって特定の地域、業界、企業などに経済的な被害が発生すること）が生じる危険性もある。

< 風評被害が指摘された事例 >

1999年	所沢ダイオキシン問題（TV報道を契機に農産物が売れず） JOC臨海事故（農産物が売れず、観光客も減少）
2000年	埼玉ハム・ソーセージ問題（県が特定企業の製品からO-157菌を検出と誤って発表し、回収騒ぎに）
2001年	9.11同時多発テロ（沖縄県で観光客が減少） BSE（狂牛病）（牛肉はじめ牛に関連する製品が売れず、焼肉店や牛肉を使う外食産業でも客が減少）
2003年	SARS（香川県で観光客が減少）
2004年	新潟中越地震（佐渡島観光が半減など）

風評被害が指摘された事例としては観光も含まれているが、実態や要因等を証明することが困難であるためか、観光関連産業等が被る風評被害に対する保証（政府補償等）については、特に定められていない。¹

災害復興の中小企業等への支援措置（セーフティネット保証制度）などに含まれているものとも考えられるが、これは災害による直接的実害への支援策であり、風評によって長期的な打撃を被る危険性のある観光関連産業等については、風評被害についても対象とするような検討していくことは、今後の検討課題と考えられる。

一方、風評による観光が受ける打撃に対しては、各種キャンペーンが展開されており、これらの取り組みを連動しながら行っていくことが重要と考えられる。

観光対策

¹ 自然災害等に起因する経営の安定に支障を生じている中小企業に対しては、「セーフティネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等）」）（中小企業信用保険法第2条第3項）がある。なお、沖縄県の「テロ風評被害経営支援融資制度」では、「風評被害」が対象となっている。

S.K.Y.広域圏は観光地であり、不幸にも被災地となった場合には、地域の復興を促すためにも、多くの観光客が来訪することが望まれる。

このため、学術的な根拠に基づく災害発生の危険が遠ざかったという情報を、好印象を与えるような方法で伝えることで風評被害の発生をゼロないし最小限に止めるとともに、公民連携による観光客誘致戦略を展開していく必要がある。

<被災地へのツアー（例示）>

新潟中越地震	中国人訪日団体向け新潟・東京ツアー ～ JTB、新潟県
	にいがた応援フリーきっぷ ～ JR 東日本
9.29 台風 21 号	ヘドロかき出しツアー ～ 四国開発フェリー(株)、清正之湯、マリパーク新居浜、新居浜 社会福祉協議会

保証問題

観光産業における風評被害に対する保証問題については、要因の究明やリスクの数値化が難しい。しかし、近年は、各種リスクヘッジ保険などが商品化されており、既存の保険商品の組み合わせや新たな風評被害リスクヘッジ保険の検討を促すような取り組みも進めていく必要がある。

<風評被害に対応した金融支援・保険の例>

セーフティネット保証制度	取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、県信用保証協会の保証限度額の別枠化を行う制度
テロ風評被害経営支援融資制度	米国同時テロに関連して影響を受けたことが客観的に明らかな県内企業が対象 <ul style="list-style-type: none"> ● セーフティネット保証制度対象として追認を受けた。
ガンバローン沖縄	テロ風評被害を受けていることが明確な企業の従業員（臨時を含む）
天候デリバティブ	気温、降水量、積雪量、風速、日照時間などの気象現象を対象とした保険 （例） <ul style="list-style-type: none"> ● 冷夏によるビール、エアコン等の販売不振 ● 日照不足による野菜等の不作 ● 積雪によるゴルフ場のクローズ・来場者減少 ● 積雪不足によるスキー場のクローズ・来場者減少

条例

風評被害対策を目的として条例など定めたものは、廃棄物処理関連、原子力関連施設などがある。いずれも農業・漁業産品を対象としたものとなっている。

< 風評被害対策を目的とした条例等（例示） >

直島町における風評被害対策条例（香川県）	<p>廃棄物処理施設関連</p> <p>県は条例とあわせて、13億円の対策基金を設置</p>
遺伝子組み換え（GM）作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（北海道）	<p>GM作物の危険性よりも、風評被害を防ぎ、北海道ブランドを守るためとされる。</p>
六ヶ所原子燃料サイクル施設	<p>昭和60年4月「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する協定」</p> <p>平成元 1989年3月「風評による風評被害対策に関する確認書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ～「風評被害処理要綱」作成、第三者機関「風評被害認定委員会」の設置 ～サイクル施設の保守や運営に起因して、風評により農林水産物等の価格低下による損失や営業上の損失などの経済的損失を受けた場合、風評被害として認定
<p>原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国電力(株)伊方原子力発電所 ・東北電力(株)女川原子力発電所 ・北海道電力(株)泊原子力発電所 	<p>地元との間で締結した安全協定のなかに風評被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ～六ヶ所原子燃料サイクル施設の場合と本質的に同じで、発電所の運営に関連して発生した風評被害に対して、紛争を処理するための第三者機関が設置されている。なお四国電力株式会社は、補償に備えて10億円の定期預金を積立している。